

第6期 第6回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日時：令和6年9月10日（火）午後7時00分～

場所：オンライン会議

次 第

- 1 こども青少年局長あいさつ
- 2 各部会からの報告
- 3 審議事項
 - (1) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）
 - (2) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画）の素案（案）について
- 4 報告事項
 - (1) その他

=====

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 第6期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿 |
| 資料2 | 第6期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料4 | 部会報告 子育て部会 |
| 資料5 | 部会報告 保育・教育部会 |
| 資料6 | 部会報告 放課後部会 |
| 資料7 | 部会報告 青少年部会 |
| 資料8 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分） |
| 資料9-1 | こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画）素案について |
| 資料9-2 | こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画）素案（案） |
| 資料10 | 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブで夏休みの昼食提供が始まります【記者発表】 |
| 資料11 | 「小1の壁」打破に取り組みます！小学生の朝の居場所づくりモデル事業を開始します【記者発表】 |
| 資料12 | 横浜市子育て応援アプリ パマトコ WEB版を7月1日にリリースします！【記者発表】 |
| 資料13 | 横浜市独自の出産費用助成金 |
| 資料14 | 横浜市妊婦健康診査費用助成金 |

第6期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てっぺい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	○ あかし よういち 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
4	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
5	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
6	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
7	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
8	きん あき 金 明希	一般社団法人ラシク045
9	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
10	しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
11	しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
12	たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
13	つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
14	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
15	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
16	ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
17	まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
18	みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
19	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
20	やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

第6期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎：部会長 ○：職務代理者

(敬称略・50音順)

部会		氏名	所属・役職等
子育て 部会	委員	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
		きん あき 金 明希	一般社団法人ラシク045
		しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
		たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
		◎ ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
		まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
		○ みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
		やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
保育・教育 部会	委員	◎ いい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
	臨時 委員	おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
		もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
○ やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授		
放課後 部会	委員	○ あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		◎ あかし よういち 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
		いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
		へんみ しんいち 辺見 伸一 ※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
	臨時 委員	ほしな ゆうこ 保科 優子	横浜市立小学校長会 副会長
		すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国土舘大学文学部教育学科 教授
		たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 会計
		まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

部会		氏名	所属・役職等
青少年 部会	委員	くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		◎ つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
		○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
		へんみ しんいち 辺見 伸一 ※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時 委員	しまだ のりたか 島田 徳隆	特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすか 理事長
		ひらもり よしのり 平森 義教	横浜市立中学校校長会
		みわ のりえ 三輪 律江	横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授
		やお さとし 矢尾 覚史	神奈川県弁護士会所属弁護士
		やなだ りえこ 梁田 理恵子	横浜市民生委員児童委員協議会 理事 中区民生委員児童委員協議会 会長
		よこた たかゆき 横田 孝行	横浜市立高等学校校長会

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部 長	総務部長	武 居 秀 顕
	総務部担当部長	白 井 正 和
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	片 山 久 也
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡 辺 将
	こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
	こども福祉保健部担当部長	柴 山 一 彦
	中央児童相談所長	川 尻 基 晴
課 長	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八 木 慶 子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田 村 憲 一
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	槇 村 瑞 光
	保育・教育認定課長	馬 淵 由 香
	保育対策課長	安 藤 敦 久
	保育対策課担当課長	須 山 次 郎
	保育対策課担当課長	岡 崎 有 希
	こども施設整備課長	野 澤 裕 美
	こども家庭課長	藤 浪 博 子
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	障害児福祉保健課長	高 島 友 子
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石 神 光	

事務担当

企画調整課長	柿 沼 千 尋
企画調整課企画調整係長	宗 川 淳
企画調整課担当係長	生 野 元 康

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども・子育て会議部会報告書

【子育て部会】

資料 4

(期間) 令和6年5月1日～令和6年9月2日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第4回	令和6年7月26日 18:00～20:00	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)について (2)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (令和5年度分)
第5回	令和6年8月26日 18:00～20:00	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)について (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)について (3)第4回 子育て部会「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分)」へのご意見・ご質問について

2. 主な報告事項

第4回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)について
報告内容	素案(案)(第1～3章及び第4章施策1・2・5)について、審議した。
主な意見	<p>【重点テーマ1】</p> <p>・こどものウェルビーイングには、障害のあるこどもも含まれていると思うが、「すべてのこども」などの表現を検討してもらいたい。</p> <p>【基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】</p> <p>・妊娠中や産後の方に調査をしたが、「休息したい」「同じような立場の人と話したい」といった声があった。産後直後はなかなか外出ができず、拠点まで出られないこともある。地域子育て支援拠点でできることと、産後ケア施設でできることは少し違う。出産後1～2か月の時期が支援の隙間になっていると感じる。</p> <p>・産後母子ケアの事業の数は、横浜市の規模からすると十分ではないと思う。重篤な状態だけへの支援ではなく、産前産後は支援が必要な状態にあると思うので、充実を検討してもらいたい。</p>

第4回

主な意見

【基本施策2 地域における子育て支援の充実】

・地域ぐるみで子育てを支える環境は、障害のある子も同じ思い。保護者だけでなく、支援者や地域の方たちも一緒に巻き込み、地域の中で子どもを育てながら、障害理解もしていきたい。

・地区センターのプレイルームは利用者が少ない印象。場所を知らないこともあると思うので、SNSなどの様々なツール活用し周知できると良い。
また、リニューアルについては、有償施設を参考とするなど工夫してほしい。

【基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実】

・障害児への支援については「18歳の壁」が課題と感じているため「現状・課題」で明記していただきありがたい。

・障害児こそ伴走型のサポートが必要であり、切れ目ない支援ができる障害児相談支援事業所は重要だが、事業所が増えないのが課題と考える。丁寧に取り組むがゆえ、運営が厳しくやむなく閉所する現状もあるため、一緒に施策を考えてほしい。

第4回

主な意見

【基本施策5 障害児・医療的ケア児への支援の充実】

・「障害児入所施設から成人期の生活へ」の部分は、成人期の地域の中での生活へスムーズに移行できる表現にしてもらいたい。

・障害のあるこどもの意見を聴くのは本当に難しい。重度知的障害や重症心身障害児への支援は、保護者よりの計画になりがちだが、本人の意思決定支援をお願いしたい。

・障害児入所施設にも虐待を受けて入所するこどもが多くいる中、こどものケアという観点の職員配置が児童養護施設のほうが優遇されている面がある。障害児入所施設の職員の意向や現場の声を聞いてほしい。

・障害の傾向があるというだけではサービスが使えず、保護者も悩んでしまうということをよく聞く。周囲からも理解が得られず、友人もできにくくなってしまう。疾病や障害の有無にかかわらず、インクルーシブな育ちの強化に力をいれてほしい。

・障害ではないが障害の傾向があるグレーゾーンのこどもなどは、判定が出ないことで悩む方も多い。また、療育センターへ相談に行くことをハードルが高いと感じる方もいるため、気軽に悩み相談ができる場所がもう少しあってもよいと思う。

第4回	
審議事項	(2)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分)
報告内容	事務局から案を説明し、意見は後日頂戴し、次回部会で内容を確認することとした。
主な意見	特に意見なし
第5回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)について
報告内容	素案(案)の(第4章施策7・8・9)について、審議した。 第4回で審議した部分も含め、事務局案の方向性について承認した。
主な意見	<p>【基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの意見を聴く取組の推進」のこどもに対するアンケートは、こどもが自由に発言できるよう、こどもを取り巻く関係者や親が介入しないような意見の抽出をお願いしたい。 ・シングルマザーの収入が少ないというところは課題が大きいと思うので、手厚く支援ができるとよい。

第5回	
主な意見	<p>【基本施策8 児童虐待防止策と社会的養育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「里親等委託の推進」については、里親登録者数などを増やす観点だけでなく、委託される期間が長く保障されていることを評価することも必要と考える。 <p>【基本施策9 社会全体でこどもを大切に作る地域づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参加について、育児休業を取得しなかった理由を踏まえると、個人の意識を高めることと合わせて、育児休業を取得しやすい環境の整備など、企業の理解も必要。 ・子育て支援の事業が進んできているが、こどもの成長とともに保護者の手を離れることが前提になっていないかを感じる。障害児の家庭は、労働・福祉の両面からの支援が必要となることを考えてもらいたい。 ・共働きが増えている中で、家庭だけでこどもを育てるのは厳しい状況にある。社会でこどもを育てることにに関して、何ができるか考える必要がある。本市は市民活動が活発であるため、行政側だけでなく、市民も巻き込みながら考えていけるとよい。 <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方がわかりづらいような言葉には注釈をいれてほしい。 ※アウトリーチ、アドボケイト、インクルーシブ、コンソーシアム等

第5回

頂戴した主
な意見

【基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進】

・男性の育児休業取得率は40%を超え、様々な取組の成果と思われる。
取得率が目標を大きく上回る段階ならば、次は長期で育児休業を取得している割合の経年変化を把握しながら、男性もより一層育児に参画していけるような取組が必要と考える。

子ども・子育て会議部会報告書

【保育・教育部会】

資料5

(期間) 令和6年5月1日～令和6年9月2日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第10回	令和6年5月27日 18:00～19:17	1 報告事項 (1)令和6年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について
第11回	令和6年7月9日 19:30～21:35	1 審議事項 (1)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分) (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について (3)私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について

回数	開催日時	主な審議内容等
第12回	令和6年8月6日 18:00～20:47	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案(案)について (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について (3)私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について
第13回	令和6年9月2日 18:00～19:45	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について (2)保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

2. 主な報告事項

第10回	
報告事項	(1) 令和6年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について
報告内容	令和6年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について、報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・定員割れについてより周知してほしい。 ・保護者のニーズを時間をかけて正確に把握していくとよい。
第11回	
審議事項	(1) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）
報告内容	審議の結果、文言について一部修正することとし、内容について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士だけではなく幼稚園教諭も対象になる事業については分かるようにしてほしい ・医療的ケア児や障害児について、専門家への研修だけではなく、保護者同士の理解を深めるよう促進してほしい

第11回	
審議事項	(2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（案）について
報告内容	推計児童数の算出方法については一部反対意見があったが、審議の結果、事務局案について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・推計児童数について、0歳の人数が増える想定でいるのは楽観的すぎる。保育所の定員割れなどにも直結するため、中間見直しでの修正では間に合わないのではないかと。 ・一時預かり事業の「量の見込み」（ニーズ量）について、複数事業が合算されているのは違和感がある。
審議事項	(3) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件を事業者として認定することを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第6期横浜市子ども・子育て会議 第11回保育・教育部会の審議結果

第12回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案(案)について
報告内容	審議の結果、事務局案の方向性について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育の実践」におけるアウトカムについて、表現や指標調査方法について検討してほしい。 ・重点テーマⅠの「こどものウェルビーイング」について、外国籍児童も対象であることが分かるようにしてほしい。 ・「子育ての不安感、負担感」について、子育て自体が負担だと捉えられないように文言を工夫してほしい。
審議事項	(2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について
報告内容	推計児童数の算出方法については一部反対意見があったが、審議の結果、事務局案について承認した。
主な意見	・国の算出方法ではなく、コロナ禍における出生率の変化等の横浜市の実態も確認したうえで、推計児童数について算出するべきではないか。

第12回	
審議事項	(3)私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について
報告内容	審議の結果、付議された4件を事業者として認定することを承認した。
主な意見	・保育への理解を深めるため、乳児保育の経験が十分ではない園については公立の保育所での研修を必須とすべき。

第13回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について
報告内容	審議の結果、事務局案について承認した。
主な意見	・一時保育事業の余裕活用型を年度当初の定員割れ対策として活用できるのではないか。
審議事項	(2)保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
報告内容	審議の結果、付議された3法人5件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】第6期横浜市子ども・子育て会議 第13回保育・教育部会の審議結果

第6期横浜市子ども・子育て会議 第11回保育・教育部会の審議結果

令和6年7月9日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について

審議の結果、付議された1法人1件を新規認定園として承認しました。

	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	鶴見区	寺尾幼稚園	学校法人 亀井学園	10人	令和6年9月1日

第6期横浜市子ども・子育て会議 第12回保育・教育部会の審議結果

令和6年8月6日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査について

審議の結果、付議された4法人4件を新規認定園として承認しました。

	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	栄区	やまゆり幼稚園	学校法人 柳下学園	7人	令和7年4月1日
2	金沢区	あけぼの幼稚園	学校法人 富岡中央学園	7人	令和7年4月1日
3	旭区	横浜昭和幼稚園	学校法人 矢田学園	7人	令和7年4月1日
4	南区	横浜れんげ幼稚園	学校法人 蓮花学園	9人	令和7年4月1日

第6期横浜市子ども・子育て会議 第13回保育・教育部会の審議結果

令和6年9月2日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

審議の結果、付議された3法人5件を認可対象とすることを承認しました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	南	こども園 よこはま風の遊育園	(福) 風の遊育舎	87	令和7年4月1日
2	保土ケ谷	認定こども園 星川ルーナ	(福) あおい会	133	令和7年4月1日
3	保土ケ谷	認定こども園 りとるルーナ	(福) あおい会	63	令和7年4月1日
4	保土ケ谷	認定こども園 森のルーナ	(福) あおい会	73	令和7年4月1日
5	金沢	かぜのねこども園	(福) 山善福祉会	109	令和7年4月1日

子ども・子育て会議部会報告書

【放課後部会】

資料6

(期間) 令和6年5月1日～令和6年9月2日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第5回	令和6年6月17日 18:30～19:22	1 審議事項 (1)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分) 2 報告事項 (1)放課後児童育成事業の質の向上に向けた検討について
第6回	令和6年8月21日 18:30～19:45	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案(案)について (2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)について

2. 主な報告事項

第5回	
審議事項	(1)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分)
報告内容	審議の結果、点検・評価(案)について承認した。
主な意見	・朝早い時間からの開所について、こどもが早く登校することに関しては、地域との連携が必要になってくると思う。 ・職員の確保が大変といった現場の苦労も聞こえているので、そういう声も届くといい。
報告事項	(1)放課後児童育成事業の質の向上に向けた検討について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承された。
主な意見	・令和3年度から区分1が午後4時まで、区分2Aが午後5時までとなり、区分1の人数が減ったように見えるが、5時までいる人数はあまり変わっていない。 ・遊びと生活の場である中で、もう少し遊びの部分について検討していくことが必要だと思っている。

第6回

審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案(案)について
報告内容	審議の結果、事務局案の方向性について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や障害児への支援は行っているが、外国をルーツとしたこどもの状況も把握すると良いと思う。 ・昼食提供事業については、提供箇所数が増えることは良いと思うが、利用者が増えるほど良いというものでもないと思うので、利用率を増やすことが子どもの満足に繋がっていくのか改めて整理してほしい。 ・子どもたちが楽しかったという満足度を89%から95%にするというのは大事。親としてはこどもが楽しかったと言うと安心する。また、なぜ数%が満足していないかという点でも注目していただけるといい。
審議事項	(2)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」(案)について
報告内容	審議の結果、事務局案について承認した。
主な意見	・特になし

子ども・子育て会議部会報告書 【青少年部会】

資料 7

(期間) 令和6年5月1日～令和6年9月2日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第5回	令和6年6月29日 10:00～12:00	1 審議事項 (1)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分) 2 報告事項 (1)令和6年度青少年育成課事業について (2)「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について (3) その他
第6回	令和6年8月28日 14:00～16:30	1 審議事項 (1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案)について

2. 主な報告事項

第5回	
審議事項	(1)第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について(令和5年度分)
報告内容	審議の結果、点検・評価(案)について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用者数を増やすためには、広報が重要であるため、市の取組を期待したい。 ・居場所づくりは他局でも行っており、中高生等の参加状況の把握は、所管事業だけでなく、横展開を検討していただきたい。 ・メンタルヘルス不調などでひきこもっている場合は、発見しづらい状態にあるので、アウトリーチ型の事業など、こども・若者を拾い上げる工夫があると良い。
報告事項	(1)令和6年度青少年育成課事業について
報告内容	事務局から、内容について報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業について、当事者が力を発揮できるような設計にしていけることが「こどもまんなか」とも重なる。 ・ヤングケアラー支援について、自ら動ける当事者もいるので、市の具体的な支援策が一覧化されていて、調べられるようになっていて良い。

2. 主な報告事項

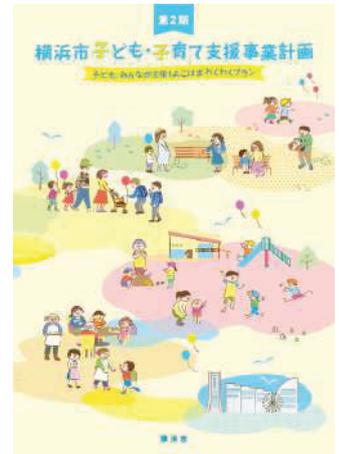
第5回	
報告事項	(2)「横浜市こども・子育て基本条例」の制定について
報告内容	事務局から、内容について報告を受けた。
主な意見	・子どもの意見表明については、子どもが主体的に関わることで社会が変化し、そのことで意見表明することに価値や意義を見出し、大人を信頼していくことが必要だが、その辺りのトーンが弱く感じる。
報告事項	(3)その他
報告内容	事務局から、内容について報告を受けた。
主な意見	・広報に関しては、対象の年代を意識した言葉遣いをしたほうが良い。 ・ワークショップに参加してくる子どもだけでなく、不登校などの子どもたちの意見も汲めると良いし、そのサポートを期待したい。

第6回	
審議事項	(1)第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
報告内容	審議の結果、事務局案の方向性について承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の暴力行為の発生件数が増加しており、その背景には、外遊びの環境が制限されていることや、こどもたちのニーズを満たせていないことが考えられる。 ・こども・若者の置かれている状況の変化について、テーマを持って調査研究を行った方が良い。こども・若者はどんどん変化している。 ・こども・若者の意見表明は、事業ごとに行うだけでなく、SNSなどを活用してオープンで身近な場にあった方が良い。身近なものから少しずつ意見が反映されていくことが、こども・若者の社会参画への促進につながる。 ・既にこども・若者に関わる様々な団体でヤングケアラーに関わっている方が多い。既存の団体にも周知して、フォローが広がっていくとよい。 ・若者の社会的孤立の文脈において、他者と関係を構築するコミュニケーションスキルの習得のためには、乳幼児期からの育ちが重要。 ・公園をこどもの身近な居場所として捉え、計画に位置付けることが必要。 ・困難な状況にあってもこども・若者が楽しいと思える時間をつくることが有効。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について ＜令和5年度分＞

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。



2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

3 点検・評価の方法

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、令和6年度の目標等に向けて直線的に推移した場合に令和5年度に到達すべき数値※1に対する令和5年度実績の進捗率(X)を基に、4段階で評価します。なお、想定事業量が「推進」等により、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

※1：例) 計画策定時(平成30年度)が100件、令和6年度の目標値が600件の場合、令和5年度に到達すべき数値は517件となります。

○有効性

各施策の主要事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

評価	内容
S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
A	市民生活等を向上させることができた
B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び4の一部、基本施策5～9
保育・教育部会	基本施策1及び4の一部
放課後部会	基本施策2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び3

【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

- ※1 病児保育 ※2 保育・教育全般
 ※3 放課後施策、プレイパーク ※4 放課後施策、プレイパーク除く
 ※5 障害児施策全般 ※6 障害児保育・教育

5 各施策における「指標」の進捗状況

S	A	B	C	計
1	10	6	1	18
6%	56%	33%	6%	

※割合は、小数点以下第1位を四捨五入しているため合計が100%になりません。

【指標一覧】

基本 施策	指標 番号	指標	目標値 (令和6年度)	令和5年度実績 (令和6年3月末時点)	令和5年度 進捗状況
1	1	保育所待機児童数	0人 【毎年4月】	5人 【令和6年4月】	B
	2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	51% (累計)	37% (累計)	B
2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	100% 【毎年度】	96.2%	A
	4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	692,323人/年	550,488人/年	B
3	5	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,800人/年	1,759人/年	A
	6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	1,547人 (累計)	1,158人 (累計)	B

5 各施策における「指標」の進捗状況

基本 施策	指標 番号	指標	目標値 (令和6年度)	令和5年度実績 (令和6年3月末時点)	令和5年度 進捗状況
4	7	地域療育センターの初診待機期間	2.6か月	5.6か月	C
	8	児童発達支援事業の延べ利用者数 (地域療育センター含む)	474,000人/年	513,551人/年	A
	9	放課後等デイサービスの延べ利用者数	1,627,800人/年	1,508,704人/年	A
5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	98.7%	99.5%	A
	11	産婦健康診査の受診率	89.0%	87.2%	A
6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	50.0% 【令和5年度】	50.6%	A
7	13	支援により就労に至ったひとり親の数	1,800人 (5か年)	1,233人 (4か年)	B
	14	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	6,000人/年	6,286人/年	A
8	15	虐待死の根絶	0人 【毎年度】	2人/年	B
	16	里親等への新規委託児童数	170人 (5か年)	139人 (4か年)	A

5 各施策における「指標」の進捗状況

基本 施策	指標 番号	指標	目標値 (令和6年度)	令和5年度実績 (令和6年3月末時点)	令和5年度 進捗状況
9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	1,200事業所 (5か年)	868事業所(4か年)	A
	18	市内事業所における男性の育児休業取得率	27%	40.6%	S

6 各施策における「主な事業・取組」の進捗状況及び有効性

【進捗状況】

S	A	B	C	計
5	63	40	2	110
5%	57%	36%	2%	

【有効性】

S	A	B	C	計
20	90	0	0	110
18%	82%	0%	0%	

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について〈令和5年度分〉

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

〈指標の進捗〉

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度 進捗状況	所管課
			R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	16人 【R3年4月】	11人 【R4年4月】	10人 【R5年4月】	5人 【R6年4月】	B	保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	28%(累計)	30%(累計)	34%(累計)	37%(累計)	B	保育・教育支援課

〈これまでの主な取組〉

1	<p>増加する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、新たに1,063人分の受入枠を確保し、令和6年4月時点での保育所待機児童数は5人となりました。</p> <p>また、保護者の園選びを支援し希望園の選択肢を増やすため、令和5年8月に園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」を開設しました。</p> <p>民間事業者のWEBサイトを活用した保育所の魅力・求人情報の発信や、潜在保育士等への「就労奨励金」の交付、保育士の採用や定着に課題を抱える園へのコンサルタントの派遣等により、保育士確保に取り組みました。</p>
2	<p>園内研修リーダー育成研修の令和5年度受講園数は50園であり、全施設における受講した園の割合は累計で37%となりました。</p> <p>さらに、園内研修リーダー育成研修受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表するとともに、保育実践研究の中で6園の取組事例を収集しました。</p> <p>また、よこはま☆保育・教育宣言に基づき行われる園内研修・公開保育を、どの園においても行えるように、令和5年度は、7園の実践事例を紹介したブックレットを作成し、ホームページから閲覧、ダウンロードできるようにしました。</p> <p>園内研修・公開保育をより推進するため、横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）を派遣する新規事業を令和5年度に立ち上げました。</p>
3	<p>令和4年度に作成した、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を活用し、幼保小職員が、こどもの育ちや学びについて共通の視点を持ち対話する機会を創出しました。</p> <p>また、令和4年度に引き続き「探究心を育む『遊び』研究会」を開催し、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。</p> <p>令和6年2月には、各園や学校・地域・ブロック等で実践を進める際の参考になるものとして、「横浜版接続期カリキュラム実践事例集第9集」を刊行しました。</p>
4	<p>保育・教育施設に対する巡回訪問では、全施設への訪問を目標に各年度取り組んできており、令和5年度は366園の訪問を行い、目標としていた全施設訪問を達成しました。</p> <p>巡回訪問時には、園バスの安全装置の設置、運用の確認も行いました。また、令和5年4月より不適切保育相談窓口を開設し、通報相談等により事案を把握した際は、迅速な事実確認と指導を行いました。</p>
5	<p>発達障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、発達障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行うとともに、医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにしました。また、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として募集する新規事業を令和5年度に立ち上げ、12園を認定しました。</p>
6	<p>一時預かり事業（保育所等での一時保育、乳幼児一時預かり事業）や横浜子育てサポートシステム事業では、令和5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる無料クーポンを配布し、子育ての負担感を軽減する取組を開始しました。休日一時保育では、児童受入にかかる補助の拡充を行いました。</p>
7	<p>病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。</p>

<今後の取組の方向性>

1	<p>待機児童解消に向け、既存施設においては保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するため、0歳児や3歳児以上の定員減といった定員の付け替えを伴わない1歳児の定員増に対して補助が受けられるよう要件を緩和します。また、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,290人の受入枠を確保します。</p> <p>さらに、保育・教育コンシェルジュ事業では、市ホームページからオンラインで相談予約ができるようにしており、今後は、子育て応援サイトで予約できるよう取り組みます。園選びの支援では、保育士とお子さんの距離が近い環境でじっくりと向き合い、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施している小規模保育事業の一層のアピールとして、園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」に動画等を掲載します。引き続き、保育士宿舍借上げ支援事業、保育士相談窓口やコンサルタント派遣事業等を実施し保育士の採用・定着に取り組むとともに、保育士養成校の学生を対象とした保育士修学資金貸付事業を拡充して、新人保育士の確保に取り組めます。</p>
2	<p>「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。</p> <p>園内研修リーダー育成研修を引き続き推進していくとともに、令和5年度から新たに実施している横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）の取組や令和5年度末に作成した「園内研修・公開保育（ブックレット）」を活用しながら、園内研修・公開保育を推進し、保育の質の向上につなげます。</p>
3	<p>保育・教育施設に対する巡回訪問については、2巡目の訪問を進めており、繰り返し安心安全な保育・教育環境を整えることの大切さを伝えていきます。</p> <p>また、保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣する保育所等保育改善サポート事業を新たに実施します。</p>
4	<p>障害のあるこどもに関する保育・教育施設の利用相談において、保護者へ施設の情報等を提供するなど、保護者に寄り添った対応を行い、市内の保育・教育施設における受入れを推進するとともに、保育士・教諭等を対象とした研修等を実施します。また、障害のあるこどもの受入れ園に対する制度や環境整備等を充実していけるよう検討します。</p> <p>医療的ケアを日常的に必要とするこどもの特性や成長に合わせ寄り添った支援を行えるよう、保育・教育施設の理解を深める研修を実施するとともに、制度や環境整備の充実を図り、市内の保育・教育施設における受入れを推進していきます。また、医療的ケア児サポート保育園の拡充、看護職員の派遣に関する新たな支援策に取り組むほか、医療的ケアを行う看護職員の雇用費、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を助成に加え、ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。</p>
5	<p>一時保育では、受入枠拡大のため、児童を受入れた際の補助単価の増額を行う等、受入体制の拡充を図ります。また、乳幼児一時預かり事業の新規開設にかかる整備費の補助額を拡充し、引き続き新規の事業者募集を行っていきます。休日一時保育及び24時間型緊急一時保育については、一定のニーズがあることから、既存園での実施を継続しつつ、補助単価の増額を行い、受入体制の拡充を図っていきます。</p>
6	<p>特別保育事業（病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。</p>

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課	
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況		有効性		予算額 (千円)
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	9,494人/年	18,945人/年	21,462人/年	32,259人/年	A	S	・局実施研修では、前年度に比べて参加者が増加するとともに、アンケート設問項目「今後の役に立つ内容だったか」では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の割合が99%。 ・区連携研修については、集合研修が再開され、オンラインが主流だった令和4年度より多少減少は見られるが、同水準での実施がきている。	81,930	保育・教育支援課
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年)	19事例(3か年)	36事例(4か年)	S	S	現場の「やり方がわからない」「時間がない」の声に応じて、具体的な事例をまとめたブックレットを作成した。市内の保育・教育施設に周知し、園内研修・公開保育をより推進する。	2,004	保育・教育支援課
3	園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数	-	200園(累計)	コロナのため中止	60園(累計)	95園(累計)	148園(累計)	B	S	①施設長研修参加者アンケートでは「役に立つ」と回答した方が100%だった。 ②サポーター活用園の施設長アンケートでは、「保育内容だけでなく、人間関係や環境のことなど多岐にわたるアドバイスをいただき、職員も、園長としてもたくさん学んだ」、「施設長は相談できる場所や時間を作りにくいのでとても良い機会となった」等の意見があった。	9,919	保育・教育支援課
		②サポーター派遣園数	210園(累計)	507園(累計)	329園(累計)	372園(累計)	409園(累計)	447園(累計)					
4	食育研修会の実施	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	(実施)	(実施)	A	S	アンケートの設問項目「今後の役に立つ内容だったか」では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した方の割合が99～100%であった。	165	保育・教育支援課
5	保育・教育施設に対する巡回訪問	巡回施設率	18%(累計)	100%(累計)	59.0%(累計)	73.1%(累計)	96.9%(累計)	101.6%(累計)	A	S	【施設から】 〈巡回訪問について〉 ・訪問員が実際に施設の様子を見ながら重大事故防止のために助言をしたり、保育現場の状況を丁寧にヒアリングしてくれた。 ・相談ができてよかった。 ・他の施設の事例が参考になった。 〈巡回訪問通信、トピックスについて〉 ・通信の掲示や園内で活用している。 ・園内研修等に活用し、とても役立っている。	17,354	保育・教育運営課
6	組織マネジメント等講習の実施	受講施設数	165施設/年	330施設/年	201施設/年	315施設/年	280施設/年	219施設/年	B	A		5,259	保育・教育支援課
7	保育・教育施設等に対する運営指導の実施	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		863	保育・教育運営課
8	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続	接続期カリキュラム実施率	66.6%	89.6%	81.7%	39.8%	42.1%	54.3%	B	S	研修会で活用するリーフレット「Let's talk about our架け橋プログラム@ヨコハマ」について90%以上の事業者から分かりやすいという評価を得ている。	31,817の一部	保育・教育支援課
9	保育・幼児教育の場の確保	①利用定員(1号)	52,038人 【R元年度】	33,819人	47,961人 【R3年度】	46,509人 【R4年度】	43,233人 【R5年度】	40,700人 【R6年度】	A	A	・既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、必要な保育所等を整備してほしいという意見や、より一層、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。 ・保育所等整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所等整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	6,535,029	保育対策課
		②利用定員(2・3号)	75,575人 【H31年4月】	82,553人	81,171人 【R3年4月】	82,234人 【R4年4月】	83,883人 【R5年4月】	84,381人 【R6年4月】					
10	延長保育事業	利用者数(夕延長)(月)	6,069人/月	7,922人/月	【民間】 2,933人/月	【民間】 3,187人/月	【民間】 3,406人/月	【民間】 3,349人/月	B	S	【利用者から】 ・延長保育があるおかげで、安心して仕事をする事ができている。 【事業者から】 ・保護者の多様な就業形態へ対応するため、今後も実施する必要があると考えている。	6,226,529	保育・教育運営課
				【市立】 536人/月	【市立】 605人/月	【市立】 578人/月	【市立】 553人/月	合計:3,469人/月					

No.	事業・取組名	想定事業量		実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課
		計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性	予算額 (千円)			
11	幼稚園での預かり保育	①延べ利用者数(1号)	287,210人/年	201,624人/年	122,864人/年	214,146人/年	155,113人/年	170,720人/年	A	S	【利用者から】 ・フルタイム勤務でなくても利用できるのが難しい。 ・長時間の預かり保育だが、子どもたちが楽しそうに過ごしており、園で過ごし方の工夫をされていることが嬉しい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・年々利用者が増えており、それに対応する教諭の確保と職員配置が難しい。	【一時預かり事業】 204,747 【預かり保育事業】 5,048,304	保育・教育運営課
		②延べ利用者数(2号)	1,251,768人/年	1,844,496人/年	1,464,888人/年	1,768,176人/年	1,684,548人/年	1,827,672人/年					
12	保育士宿舍借上支援事業	助成戸数	2,502戸/年	4,718戸/年	3,700戸/年	4,047戸/年	4,208戸/年	4,324戸/年	A	S	・令和3年度から国の補助対象期間が段階的に見直され、令和5年度は国の制度では補助対象者が採用7年目までとなったが、令和5年度も横浜市では従来からの基準を維持し、採用10年目までを補助対象としている。	2,726,319	保育対策課
13	就職面接会及び保育所見学会事業	参加者数	916人/年	1,130人/年	827人/年	871人/年	725人/年	893人/年	B	A		14,724	保育対策課
14	保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援	コンサルタント派遣件数	24施設/年	30施設/年	6施設/年	25施設/年	22施設/年	23施設/年	B	A		1,900	保育対策課
15	保育所等での一時保育	延べ利用者数	139,627人/年	149,988人/年	【民間】 74,322人/年 【市立】 4,875人/年 【横浜保育室】 1,056人/年 合計:80,253人	【民間】 82,362人/年 【市立】 4,826人/年 【横浜保育室】 717人/年 合計:87,905人	【民間】 83,000人/年 【市立】 4,683人/年 【横浜保育室】 481人/年 合計:88,164人	【民間】 92,367人/年 【市立】 6,388人/年 【横浜保育室】 1,133人/年 合計:99,888人	B	A		【民間】1,301,291 【市立】170,128 【横浜保育室】 1,782	保育・教育運営課
16	休日一時保育	延べ利用人数	2,230人/年	2,430人/年	493人/年	401人/年	259人/年	229人/年	C	A	・日曜、祝日等の一時的な保育ニーズに対応するため、市内7か所で休日一時保育を実施した。 ・利用申込者が減少傾向にあるとの声を聞いているため、引き続き今後の推移を見守っていく。	25,899	保育・教育運営課
17	24時間型緊急一時保育	延べ利用者数	1,280人/年	1,523人/年	875人/年	1,184人/年	1,398人/年	959人/年	B	A		51,103	保育・教育運営課
18	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数	22か所	29か所	25か所	25か所	25か所	25か所	B	A		582,822	保育・教育運営課
		②病後児保育実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所					
19	乳幼児一時預かり事業	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	56,423人/年	69,025人/年	88,916人/年	96,796人/年	B	A		852,593	保育・教育運営課
20	横浜子育てサポートシステム事業	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	36,896人/年	45,114人/年	46,586人/年	66,619人/年	A	A		715,810	地域子育て支援課
21	保育・教育コンサルジュ事業	実施か所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所	A	S	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい「不安が解消できた」、「一番適している預け先を選べた」という声が届いている。	140,442	保育対策課
22	障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		●民間園への補助 5,682,390 ●市立園への加配 1,294,691 ●研修の実施 1,067	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課
23	食物アレルギーへの適切な理解の推進	食物アレルギー研修実施回数	4回/年	4回/年	2回/年	3回/年	4回/年	4回/年	A	S	アンケートの設問項目「今後の役に立つ内容だったか」では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した方の割合が100%であった。	222	保育・教育支援課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%	100%【毎年度】	93.9%	97.1%	95.2%	96.2%	A	放課後児童育成課
2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	236,684人/年	334,378人/年	500,142人/年	550,488人/年	B	青少年育成課

<これまでの主な取組>

1	安全安心な放課後の居場所の提供及び放課後児童健全育成事業の質の向上を図るため、職員向け研修のオンラインやオンデマンド化による受講機会の拡充や、運営主体向け研修の実施等により、人材育成の推進を図りました。また、医療的ケア児を受け入れるための看護師を配置した場合の支援等を拡充し、医療的ケアを必要とする児童の受け入れを推進しました。
2	放課後児童健全育成事業の充実に向け、利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査（児童や保護者等へのアンケート・ヒアリング）を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めました。また、クラブ向けの情報受伝達や一部の補助金申請業務のオンライン手続きをモデル実施し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減に向けた取組を進めました。
3	令和5年5月に、新型コロナが感染症法上5類となり、感染防止策としての施設の利用、宿泊の制限が撤廃されたことから、徐々に通常に近い形で、青少年関係施設の運営や事業を実施し、子どもの声を聴く取組をしながら青少年の交流や体験活動の機会を提供することができたため、計画を若干下回る程度に回復しました。また、高校生世代の居場所や相談先を見つける横浜市情報サイト「ふぁんみっけ」について、SNSを活用した広報を行いました。

<今後の取組の方向性>

1	安心安全な放課後の居場所づくり及びクラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げます。事業者への支援として、人材確保及び人材育成の支援を引き続き行い、事業の質の向上に取り組めます。また、引き続きデジタル化を推進し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減を図ります。
2	放課後児童健全育成事業の充実にに向けた調査結果から、特にニーズの高かった長期休業期間中における昼食提供のモデル実施や小学生の朝の居場所づくりモデル事業を実施することで保護者の時間的ゆとりを創出します。
3	引き続き、地域主体で運営するプレイパークの開催を支援することで、子どもたちの放課後の居場所を充実させていくとともに、自然の中での木登りや水遊びなど、豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域や活動団体との協働による子ども・青少年の健全育成を図っていきます。また、プレイパークの新設に向けた取組のため、地域人材の確保や人材育成を行い、プレイパーク立ち上げの準備を担うコーディネーターの派遣を支援します。
4	引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。また、プログラムの充実を図り、体験活動の参加者数の増に繋がります。青少年の地域活動拠点づくり事業については、青少年部会でのご意見を踏まえ、子どもの声を聴く取組を実施するとともに、利用者の増に向け、広報を強化していきます。また、「ふぁんみっけ」のさらなる周知を図るため、SNS等を活用して利用者に届くよう広報等を工夫します。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策2】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点						R5年度		備考	R5年度 予算額 (千円)	所管課
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性			
1	放課後児童育成事業	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の登録児童数 (※はまっ子ふれあいスクールの登録児童数を含む)	99,375人 【H31年4月】	100,000人	72,112人 【R2年4月時点】	61,739人 【R3年4月時点】	63,594人 【R4年4月時点】	71,779人 【R5年4月時点】	B	S		11,843,402	放課後児童育成課
2	青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	B	A		134,665	青少年育成課
3	子ども・青少年の体験の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	4,081回/年	4,250回/年	1,745回/年	2,153回/年	3,213回/年	3,532回/年	B	A		389,602	青少年育成課
4	プレイパーク支援事業	プレイパーク活動支援回数	1,265回/年	1,265回/年	972回/年	1,149回/年	1,179回/年	1,182回/年	A	S		32,594	放課後児童育成課
5	青少年育成に係る人材育成等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	33,173人(5か年)	4,593人/年	10,947人(2か年)	17,828人(3か年)	25,332人(4か年)	A	A		298,455	青少年育成課
6	青少年育成に係る広報・啓発の実施	-	(実施)	(推進)	青少年を対象にヒアリング調査を実施	高校生世代を対象とした相談機関の紹介ポータルサイトの開設(「ふぁんみっけ」)	サイトの運用及び広報啓発	SNSでのサイト周知及び啓発動画の作成	B	A		1,700	青少年育成課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について〈令和5年度分〉

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	1,080人/年	1,516人/年	1,703人/年	1,759人/年	A	青少年育成課 青少年相談センター
2	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,547人(累計)	482人(累計)	697人(累計)	901人(累計)	1,158人(累計)	B	青少年育成課

<これまでの主な取組>

1	若者自立支援機関(青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション)における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組み、80%の方に状態の安定・改善が見られました。
2	よこはま型若者自立塾においては、令和5年度からの事業内容を見直し、一定の支援期間を定め、一定の効果を図る事業としました。令和5年度からは、運営法人が変更になったことに伴い、新たに利用者を募集するとともに、関係機関等との新たな関係を構築しながら利用者をつなげてもらう必要が生じました。そのため、利用者数については、目標には届きませんでした。一方、本人が希望する次の進路を目指せるよう、座学や体力づくり、体験活動などを通じて、自分のありたい姿を支援者と利用者がともに設計することで、82%の方に自立に向けた改善が見られました。
3	来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、LINE相談窓口を令和5年9月に開設しました。39歳までの方とご家族などを対象に、毎日14～21時の間、専門の相談員がLINEチャットによる相談を実施しました。
4	生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣(簡単な調理、歯磨き、宿題など)の習得のための支援を行う寄り添い型生活支援事業を、18区21か所で実施しました。 また、支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化に取り組みました。
5	ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、特設サイトの開設や小学4年生以上の生徒への相談カード配付等の広報・啓発を行うとともに、関係機関向けの研修を実施しました。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する2団体へ立ち上げ及び運営費用の補助を行いました。
6	青少年相談センター及び地域ユースプラザにおいて、利用者(本人・家族)からの意見を聞くため「利用者アンケート」を実施しました。アンケート結果では、90%以上の利用者が「満足」「やや満足」と回答されています。また、いただいた意見をプログラム内容に反映させるなど、支援の充実に取り組んでいます。

<今後の取組の方向性>

1	困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。 また、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等を行うピアサポーター事業を実施します。
2	来所や電話でつながりにくい子ども・若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施します。
3	寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が安定的・継続的に生活習慣の習得ができるよう、支援の充実に向けた調査・検討を実施します。 また、狭小や老朽化等のため、一部の事業所(3か所)を移転します。
4	子ども・若者が気軽に相談できるようにするため、「よこはま子ども・若者相談室」の相談メニューの一つとして、新たにヤングケアラーに関するSNS相談を開始します。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	887人/年	988人/年	1,064人/年	997人/年	S	S		61,687	青少年相談センター
2	地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	722人/年	868人/年	884人/年	916人/年	B	S	利用者の91%について、状態が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した90%以上の方が「満足」「やや満足」と回答している。	136,081	青少年相談センター
3	若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	1,294人/年	1,206人/年	1,299人/年	1,302人/年	B	S	利用者の63%について、状態が安定・改善している。また、利用者アンケートに回答した90%以上の方が「大いに満足」「満足」「まあ満足」と回答している。	46,565	青少年育成課
4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	421人/年	480人/年	621人/年	590人/年	A	A	利用者の87%について、状態が安定・改善している。	103,337	青少年育成課
5	よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	81人/年	71人/年	95人/年	22人/年	C	S	令和5年度事業利用終了者の95%が安定・改善している。また、利用者アンケートを回答した80%以上の方が利用して良かったと回答している。	25,416	青少年育成課
6	寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	17か所	20か所	21か所	21か所	A	S	令和5年度事業利用者の約9割に改善が見られた。事業者が集まったの連絡会を独自に開催したり、施設見学をしたり、事業へ高い関心を持ってくれている。利用者からは第三の居場所としての認識があり、登録者も増えてきている。	341,456	青少年育成課
7	寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	A	A		309,188	健康福祉局生活支援課
8	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	7か所(累計)	B	A		134,665	青少年育成課
9	身近な地域に出向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	479回/年	620回/年	622回/年	695回/年	A	S	18区で実施した「ひきこもり等困難を抱える若者支援セミナー・相談会」のアンケートでは、「満足」「やや満足」と回答した方が99%と高く、特にひきこもりから回復した方の経験談が好評を得た。	-	青少年相談センター
10	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	234回/年	391回/年	439回/年	366回/年	S	S		-	青少年相談センター

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	3.4か月	4.8か月	5.4か月	5.6か月	C	障害児福祉保健課
2	児童発達支援事業の延べ利用者数(地域療育センター含む)	245,283人/年	474,000人/年	284,387人/年	365,342人/年	404,896人/年	513,551人/年	A	障害児福祉保健課
3	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,627,800人/年	958,067人/年	1,128,471人/年	1,258,671人/年	1,508,704人/年	A	障害児福祉保健課

<これまでの主な取組>

1	地域療育センターにおいては、発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申し込みから初診までの期間が長期化していたため、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方を協議しました。利用申込後、早期に支援を開始できるように、子どもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」など初期支援の充実に取り組みました。
2	療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は255か所、放課後等デイサービス事業所は489か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
3	医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を市内6区(鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区)に配置、令和5年度はコーディネーター4名を追加で配置し、新たに配置した者も含めた質の向上のための事例検討・研修等を実施しました。また、医療的ケアや教育・福祉制度等への理解を図り、より質の高いサービス提供、円滑な情報共有、支援の連携等、医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実を実現する「支援者養成研修」や過去に育成したコーディネーターや支援者に対して、フォローアップ研修及び見学実習を実施しました。
4	横浜市障害施策推進会議の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会で、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について、検討を行いました。
5	メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を開催し、情報共有や意見交換を行いました。
6	学齢後期障害児支援事業について、4か所目事業所として「学齢後期発達相談室みなと(神奈川区)」を開設しました。
7	児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者(保護者)向けに、利用ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施しました。また、関係団体等にご協力をいただき、放課後等デイサービス等を利用する児童を対象として、こどもの意見や声を聞く取組を実施しました。

<今後の取組の方向性>

1	地域療育センターでは、これまでは初診後にサービス開始としていましたが、診察前であっても発達障害児や保護者を速やかに支援するため、令和4年度までに実施したあり方検討の議論を踏まえ、利用申込後概ね2週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始できるように見直しました。保護者の悩みや不安に速やかに寄り添い支援できるよう、心理職等専門職による面接（相談対応）の実施や「ひろば事業」など、初期支援の充実を進めていきます。
2	障害児相談支援事業所は、実施している事業所が少ない状況にあるため、引き続き、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう事業所数を増やす取組を進めていきます。また、事業の推進により障害児本人の意見を尊重し必要なサービスを受けられるようにしていきます。
3	事業所数、延べ利用者の増加が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、障害児に対する支援に関する研修のほか、障害児に対する虐待防止を充実させた虐待防止研修の新たな実施や子どもの意見を聞く取組の検討・実施などにより、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。
4	引き続き横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、保育所等医療的ケア児支援看護師研修の実施など、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実を目指します。また、医療的ケア児・者等のニーズ等に係る実態調査を行うとともに、サービスの利用状況等を継続的に把握するための仕組みづくりを検討します。
5	障害のある子どもたちの意見を聞く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置きながら、その実施手法等の検討を進めていきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	939回	1,220回	2,092回	2,496回	A	A		3,921,863	障害児福祉保健課
2	障害のある子ども等への保育・ 幼児教育の提供体制の整備 (基本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ●民間園への補助 5,682,390 ●市立園への加配 1,294,691 ●研修の実施 1,067 	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課	
3	障害児通所支援事業所等の拡 充と質の向上	①児童発達支援事業所数	125か所	295か所	188か所	218か所	232か所	255か所	B	A		21,830,068	障害児福祉保健課
		②放課後等デイサービス事業所 数	292か所	570か所	365か所	418か所	470か所	489か所					
		③障害児相談事業の受給者数	3,097人	7,000人	3,334人	3,526人	3,507人	3,612人					
4	学齢後期障害児支援事業の拡 充	学齢後期障害児支援事業所数	3か所	4か所	3か所	3か所	3か所	4か所	A	A	発達障害児の相談支 援の充実にかかる市民 ニーズの高まりを踏ま え、4か所目の事業所を 開設した。また、令和4 年度に引き続き、事業 の役割・機能等に係る 課題解決や体制強化に かかるアイデアを共有 する場として事業所との 意見交換会を3回実施 した。	142,136	障害児福祉保健課
5	障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	B	A		0	障害児福祉保健課
6	医療的ケア児・者等支援促進事 業の推進	①コーディネーターの配置	準備	6人(累計)	6人(累計)	6人(累計)	6人(累計)	10人(累計)	A	A		30,554	障害児福祉保健課
		②支援者の養成	40人(累計)	350人(累計)	94人(累計)	136人(累計)	184人(累計)	241人				2,674	

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
7	メディカルショートステイ事業の 推進	-	(実施)	(推進)	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 373人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 398人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 426人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 462人	A	A	協力医療機関の増加、 重症心身障害児ではな い高度な医療的ケア 児・者の対象拡大等に 取り組んだ	35,299	障害児福祉保健課
8	市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A	①世界自閉症啓発デー に合わせ、一般社団法人 横浜市自閉症協会と 横浜市の協働により、 自閉症をはじめとする 発達障害について普及 啓発を実施。 ②各区の普及啓発活 動を通じて障害理解の 促進。 ③12月の障害者週間 に合わせて市庁舎アト リウムでのイベント及び 各区における講演会や イベントを実施。	①健康福祉局 229 こども青少年局 200 教育委員会事務局 214 ②1,000 ③3,248	健康福祉局障害施 策推進課 (①は3局:こども青 少年局障害児福祉 保健課、教育委員 会事務局特別支援 教育課及び健康福 祉局障害施策推進 課で担当)

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	妊娠届出者に対する面接 を行った割合	96.2%	98.7%	99.0%	98.4%	99.1%	99.5%	A	地域子育て支援課
2	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	84.2%	87.7%	86.1%	87.2%	A	地域子育て支援課

<これまでの主な取組>

1	母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実しました。出産・子育て応援事業として、妊産婦に対して妊娠後期と出産後のアンケートを実施し、回答の状況から電話等による支援を行い、妊娠期から出産後までの更なる支援を充実しました。また、妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握することで、切れ目のない支援を行いました。
2	特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施など、治療にかかる経済的負担を軽減しました。また、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行いました。しかし令和4年度から特定不妊治療の保険適用が変更になったことから不妊専門相談や不妊不育専門相談の相談件数は減少しています。
3	「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。令和5年7月からLINEでの相談を開始し、相談支援を充実しました。また、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施しました。
4	小児医療費助成事業について、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃しました。
5	妊産婦や乳幼児の災害時における避難行動や避難生活で必要となる支援について、関係区局と連携して検討を行い、その検討内容を庁内で共有するための職員向けの冊子を作成しました。

< 今後の取組の方向性 >

1	<p>妊娠を希望される方への支援の充実のため、SNSを活用した不妊や妊活についての相談を新たに実施します。</p> <p>さらに妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援として、妊婦や養育者の不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や訪問等の相談を充実します。また、妊娠期の相談や第2子以降の新生児訪問希望への対応実績確認を行い、市民ニーズを把握しつつ今後の支援の充実を図ります。</p>
2	<p>心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。</p> <p>育児支援家庭訪問事業は、令和3年度より、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭に対象を拡大しており、育児不安の解消や育児手技の獲得を通じて、安定した子育てができるよう取り組みます。</p>
3	<p>予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」に相談できるよう、引き続き幅広い周知を行っていきます。</p>
4	<p>出産に係る経済的負担を軽減することで、子どもを望む家庭が出産費用の負担に躊躇することなく、子どもを産み育てようと思える環境を実現するため、出産費用の助成を行います。</p>
5	<p>妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において必要となる支援についてまとめた市民向けガイドラインや、妊産婦や乳幼児のいる世帯の方に向けたハンドブックを新たに作成し、妊産婦・乳幼児の災害の備えや支援に関する普及啓発を行います。また、災害時に母子が安心・安全に過ごせる避難場所についての検討を進めます。</p>
6	<p>中期計画で掲げる「子育てしたいまち ヨコハマ」の実現に向けて、スマホ1つで子育てに関する手続きや情報収集ができる全国初の子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年7月にリリースします。リリース時には、児童手当など9つの手続きのオンライン化に加えて、お住いのエリアのイベント・お役立ち情報の掲載、公園や地域子育て支援拠点など子育てに役立つ施設情報の検索、予防接種スケジュールを搭載した電子母子健康手帳機能などを実装します。稼働後も、市民の皆さまのご意見を伺いながら、オンライン申請可能な手続きや機能を拡充していきます。</p>

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課
				R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効 性		予算額 (千円)	
1	思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	54件/年	50件/年	89件/年	91件/年	B	A		2,435	地域子育て支援課
2	不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数)	4,571件/年 (25件/年)	0件/年 (0件/年)	4,350件/年 (27件/年)	9,415件/年 (37件/年)	2,878件/年 (16件/年)	41件/年 (0件/年)	B	A		99,953	地域子育て支援課
		②不妊・不育・専門相談件数	54件/年	81件/年	47件/年	44件/年	14件/年	27件/年					
3	妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	414件/年	734件/年	549件/年	409件/年	364件/年	583件/年	B	A		44,812	地域子育て支援課
4	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	272,524回/年	307,475回/年	304,048回/年	288,440回/年	279,828回/年	A	A		1,826,959	地域子育て支援課
5	産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携 病院数:9か所	(推進)	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携 病院:8か所	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携 病院:8か所	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携 病院:8か所	産科拠点病院:3 か所、 周産期救急連携 病院:8か所	A	A		54,242	医療局地域医療課、 救急・災害医療課
6	小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病 院数:7か所	(推進)	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	A	A		200,000	医療局救急・災害医 療課
7	小児救急に関する電話相談	-	相談件数: 79,012件	(推進)	救急相談センター 救急電話相談件 数(小児:40,556 件)	救急相談センター 救急電話相談件 数(小児:46,839 件)	救急相談センター 救急電話相談件 数(小児:56,090 件)	救急相談センター 救急電話相談件 数 (小児:56,548 件)	A	A		442,532 の内数	医療局救急・災害医 療課
8	小児医療費助成事業	-	対象者数: 278,631人	(推進)	対象者数: 314,879人	対象者数: 317,649人	対象者数: 307,741人	対象者数: 432,657人	A	A		14,079,341	健康福祉局医療援 助課
9	小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数: 3,082人	(推進)	対象者数: 3,318人	対象者数: 3,079人	対象者数: 3,014人	対象者数: 2,768人	A	A		849,336	健康福祉局医療援 助課
10	妊娠届出時の面接(母子保健 コーディネーター)	妊娠・出産・子育てマイカレン ダー(セルフプラン)作成件数	10,087件/年	23,417件/年	26,841件/年	25,723件/年	25,001件/年	25,495件/年	S	A		176,416	地域子育て支援課
11	横浜市版子育て世代包括支援 センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		176,416	地域子育て支援課
12	母子訪問指導事業 (R3年度から名称変更:母子保 健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	67.4%	87.1%	85.6%	91.4%	A	A		42,076	地域子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課	
			計画策定時 (H30年度)	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況		有効 性		予算額 (千円)
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数	26,198件/年	21,236件/年	25,279件/年	23,203件/年	22,431件/年	22,564件/年	A	A		113,867	地域子育て支援課
		②訪問率	93.9%	96.4%	98.3%	93.3%	94.3%	98.3%					
14	産後母子ケア事業	①デイケア実利用者数	153人/年	435人/年	176人/年	352人/年	529人/年	482人/年	A	A		224,268	地域子育て支援課
		②ショートステイ実利用者数	249人/年	700人/年	298人/年	591人/年	832人/年	790人/年					
		③訪問型実利用者数	663人/年	1,828人/年	917人/年	1,272人/年	1,098人/年	1,097人/年					
15	産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	16,950回/年	11,334回/年	18,893回/年	18,864回/年	13,828回/年	B	A		69,534	地域子育て支援課
16	産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数	21,949人/年	19,601人/年	21,660人/年	21,818人/年	20,485人/年	20,016人/年	A	A		178,584	地域子育て支援課
		②1か月健診の受診率	78.7%	89.0%	84.2%	87.7%	86.1%	87.2%					
17	産後うつへの早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	B	A		5,409	地域子育て支援課
18	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率							A	A		980,060	地域子育て支援課
		①4か月児健診	97.2%	98.0%	92.7%	96.4%	97.0%	97.5%					
		②1歳6か月児健診	96.7%	97.0%	93.5%	96.0%	96.7%	96.6%					
		③3歳児健診	96.5%	96.5%	93.1%	96.1%	97.0%	96.7%					
19	歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率	36.6%	40.0%	38.1%	43.0%	43.6%	44.5%	A	A		①50,384 ②116,964	地域子育て支援課
		②3歳児で虫歯のない者の割合	90.7%	90%以上に維持 (かつ増加傾向)	93.2%	93.0%	94.8%	94.9%					
20	育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ実施回数	3,775回/年	5,740回/年	3,852回/年	4,122回/年	2,667回/年	2,933回/年	B	A		175,619	地域子育て支援課
		②ヘルパー延べ実施回数	2,209回/年	3,060回/年	2,962回/年	1,815回/年	1,747回/年	2,216回/年					

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	地域での子育て支援の場 を利用している親子の割合	44.2%	50.0%【R5年度】	-	-	-	50.6%	A	地域子育て支援課

<これまでの主な取組>

1	「地域子育て支援拠点事業」を全区実施するとともに、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト」を8区（鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・青葉区・都筑区・戸塚区）で実施しました。
2	地域子育て支援拠点において、オンラインを活用した支援により、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容を充実しました。
3	親と子のつどいの広場は、令和5年12月に4か所新規開設し、地域の親子の居場所の充実を図りました。 また、新たに育児参加促進講座休日実施加算を補助したことにより、74か所中44か所で講座が実施されました。
4	保育所子育てひろば・幼稚園はまっ子広場を市内75か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。
5	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内177会場で実施しました。
6	乳幼児一時預かり事業や横浜子育てサポートシステム事業では、令和5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる無料クーポンを配布し、子育ての負担感を軽減する取組を開始しました。

<今後の取組の方向性>

1	緑区および港南区に地域子育て支援拠点サテライトを設置するほか、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに2か所（計5か所）実施します。 また、緑区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置（累計27か所）し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の利用につなげます。
2	地域子育て支援拠点関係システムの構築を行い、施設への入退館や横浜子育てサポートシステム利用時の申し込み等、各種手続きをオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。（令和6年4月～運用開始）
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっこ広場の拡充に向けて、各園に事業の目的や実施内容等の周知を行い、新規開設や非常設から常設への転換を促進していきます。 また、安定的な事業継続のため、週3日以上開設する常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算を新設します。
4	横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、提供会員への活動支援にかかる補助および要件を満たす利用会員へ8時間分の無料クーポン（子サポdeあずかりおためし券）の配付を引き続き実施します。また、新たに、提供会員への事前打ち合わせにかかる費用の補助を行うことで会員の確保に努めます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数	22か所	28か所	24か所	25か所	26か所	26か所	A	A		944,824	地域子育て支援課
		②施設外での居場所の実施か所数	-	5か所	1か所	1か所	2か所	3か所					
2	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	23か所	24か所	25か所	26か所	A	A		156,615	地域子育て支援課
3	親と子のつといの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	67か所	67か所	70か所	74か所	A	A		585,474	地域子育て支援課
4	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	74か所	73か所	73か所	75か所	B	A		320,308	保育・教育運営課 保育・教育支援課
5	子育て支援者事業	会場数	181会場	185会場	178会場	177会場	176会場	177会場	A	A		74,665	地域子育て支援課
6	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		176,416	地域子育て支援課
7	地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	市単独実施:2回 (参加人数56人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数1,142人)	市単独実施:4回 (参加人数:128人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数569人)	市単独実施:4回 (参加人数:142人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数612人)	市単独実施:4回 (参加人数:130人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数1,183人)	A	A		9,500	地域子育て支援課
8	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	257件/年	396件(2か年)	590件(3か年)	716件(4か年)	B	A		6,416	地域子育て支援課
9	乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	56,423人/年	69,025人/年	88,916人/年	96,796人/年	B	A		852,593	保育・教育運営課
10	横浜子育てサポートシステム事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	36,896人/年	45,114人/年	46,586人/年	66,619人/年	A	A		715,810	地域子育て支援課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	1,800人(5か年)	264人/年	565人(2か年)	888人(3か年)	1,233人(4か年)	B	こども家庭課
2	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	5,117人/年	4,685人/年	5,648人/年	6,286人/年	A	こども家庭課

<これまでの主な取組>

1	ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援しました。 ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、支給上限額を引き上げました。また、日常生活支援事業は、利用者負担を最大300円から0円に無償化しました。
2	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。令和5年度に利用者の定員を80名から100名に増員し、子の学習支援は96名、親の相談支援は73名が利用しました。
3	母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援において、相談助言、その他必要な支援を行う職員を雇用している施設に対して補助しました。
4	DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが一体的に「DV相談支援センター」の機能を果たし、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施しました。

<今後の取組の方向性>

1	令和6年度から自立支援教育訓練給付金の所得要件を撤廃します。また、専門実践教育訓練の給付額を増額します。 今後、資格取得に向けた修業の修了者が増加していくことが見込まれますが、「ひとり親サポートよこはま」を通して、修了者の就職活動を支援するとともに、ひとり親家庭の親の積極的な採用を企業に働きかけ、就職者数の増加に向けて取り組みます。
2	思春期・接続期支援事業は、支援実施後のアンケート調査の結果を踏まえて、継続的な学習により成績があがることで、より達成感を感じられるよう、子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充します。
3	若年女性相談支援モデル事業として、公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。
4	5年度に実施のひとり親世帯アンケートを踏まえ、関係団体やこども自身へのヒアリング、市民意見募集を実施した上で、ひとり親家庭自立支援計画(7年度～11年度)を策定します。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	①264人 ②5,117人	①301人 ②4,685人	①323人 ②5,648人	①345人 ②6,286人	B	A	①ジョブスポットとの連携の推進 ②ひとり親サポートよこはまでの総合的な支援	414,366	こども家庭課
2	日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	-	利用者数: 母子296人、 父子86人	(推進)	家庭生活支援員 (ヘルパー)派遣 事業:延べ利用者 人数86人	家庭生活支援員 (ヘルパー)派遣 事業:延べ利用者 人数160人	利用者数: 母子165人、 父子41人	家庭生活支援員 (ヘルパー)派遣 事業:延べ利用者 人数242人	B	A		15,717 (No.1の内数)	こども家庭課
3	保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		-	保育・教育認定課
4	母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	月平均116世帯	月平均108世帯	月平均113世帯	月平均121世帯	B	A		598,424	こどもの権利擁護課
5	住宅確保の支援	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:1,338件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:276件、成約件数:19件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):52戸	(推進)	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:802件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8,326戸	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:802件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8854戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):108件	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:754件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,107戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):140件	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:773件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,476戸 居住支援協議会相談窓口対応件数(子育て・ひとり親):335件	A	A		<市営住宅申込時の優遇>- <民間住宅あんしん入居>- <住宅セーフティネット事業>91,338	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
6	母子・父子家庭自立支援給付金事業	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:68人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:106人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:2人	(推進)	自立支援教育訓練給付金支給者数:36人 高等職業訓練促進給付金:98人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:4人	自立支援教育訓練給付金支給者数:55人 高等職業訓練促進給付金:145人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:5人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:66人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:227人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:7人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:70人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:262人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:8人	B	A		311,854 (No.1の内数)	こども家庭課
7	児童扶養手当	-	受給者数: 18,708人(H31年3月末)	(推進)	受給者数: 17,426人	受給者数: 16,995人	受給者数: 16,286人	受給者数: 15,566人	B	A	ひとり親家庭等の方に児童扶養手当の支給を実施した。	9,682,347	こども家庭課
8	ひとり親家庭等医療費助成事業	-	対象者数: 41,211人	(推進)	対象者数: 36,869人	対象者数: 35,270人	対象者数: 36,568人	対象者数: 35,035人	A	A		1,669,027	健康福祉局医療援助課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
9	母子父子寡婦福祉資金貸付	-	母子父子福祉資金貸付人数:487人、寡婦福祉資金貸付人数:16人	(推進)	貸付件数:350	貸付件数:296件	母子父子福祉資金貸付人数:295人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	母子父子福祉資金貸付人数:241人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	B	A		199,822	こども家庭課
10	寄り添い型生活支援事業(基本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	17か所	20か所	21か所	21か所	A	S	令和5年度事業利用者の約9割に改善が見られた。事業者が集まっての連絡会を独自に開催したり、施設見学をしたり、事業へ高い関心を持ってきている。利用者からは第三の居場所としての認識があり、登録者も増えてきている。	341,456	青少年育成課
11	寄り添い型学習支援事業(基本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	A	A		309,188	健康福祉局生活支援課
12	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)	-	協定締結団体数(累計):2団体	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	B	A		-	こども家庭課
13	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		132,205	こどもの権利擁護課
14	DV被害者支援	DVに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	5,117件/年	4,456件/年	4,291件/年	4,527件/年	B	A		【こどもの権利擁護課】 - こどもの権利擁護課 【政策経営局男女共同参画推進課】 300	政策経営局男女共同参画推進課
15	若者向けデートDV予防啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):30回・4,302人	(推進)	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):16回・1,516人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):17回・2,050人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):24回・2,746人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):24回・2,635人	B	A		1,172	政策経営局男女共同参画推進課
16	女性緊急一時保護施設補助事業	-	補助団体数:4団体	(推進)	4団体	4団体	4団体	4団体	A	A		51,410	こどもの権利擁護課
17	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	46世帯/年	56世帯/年	66世帯/年	B	A		64,349	こどもの権利擁護課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	虐待死の根絶	0人	0人【毎年度】	1人/年	4人/年	4人/年	2人/年	B	こどもの権利擁護課
2	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人(5か年)	28人/年	57人(2か年)	100人(3か年)	139人(4か年)	A	こどもの権利擁護課

<これまでの主な取組>

1	区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能を令和4年度より全区に整備し、要保護児童等への支援の強化や、子どもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施しました。
2	令和3年10月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正により明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、リーフレットによる周知や、啓発動画を作成しSNSや公共交通機関で活用するなど、広報・啓発を行いました。また、横浜市全体で児童虐待や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り支援できるよう、「こども虐待防止市民サポーター講座」を開催しました。児童虐待に対応する職員の人材育成として、区調整担当者研修や、区・児童相談所相互の業務を知る実地研修などを実施しました。
3	増加する児童虐待対応と支援強化のため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手しました。 また、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、児童虐待への迅速な対応を図りました。
4	里親制度が広く市民に理解され広まるよう、里親の広報動画を作成し制度の認知度向上に取り組みました。 また、令和5年度から新たに里親フォスタリング事業を開始し、里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会やリクルートの実施、里親制度講演会を開催するとともに、里親研修の開催回数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えらるよう、里親の確保に取り組みました。

<今後の取組の方向性>

1	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化し、子どもや子育て当事者のニーズに合った支援計画(サポートプラン)の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行う、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」機能を、令和6年度は3区に設置しました。今後は全区設置に向け、区こども家庭支援課において、さらなる相談支援機能の強化を図るための検討を進めます。
2	こどもの最善の利益や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守るとともに社会全体で子育てを行う意識が醸成されるよう、広報啓発の取組を推進します。出産直後の遺棄による死亡事例が続いていることから、令和6年度は予期しない妊娠に関して重点的に広報を行います。また、令和5年度に引き続き「こども虐待防止市民サポーター講座を開催し、幼児殺予防やペアレントトレーニングをテーマとした応用編も開催します。
3	児童相談所業務において、電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組み、こどもと保護者と向き合える時間をつくり、より一層の相談と支援の質の向上を図ります。
4	児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上をはかるため、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。また、南部児童相談所の再整備を進めます。
5	近年、これまで取り組んできた里親制度の広報啓発や、児童相談所による里親委託推進の取り組みの成果が見え始め、新規里親登録数は増加傾向にあります。里親委託をさらに推進するため、令和5年9月から里親フォスタリング事業を民間委託し、新たに里親の積極的なリクルート等を行うことで、里親の担い手を増やしていきます。
6	児童虐待によりこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例については、外部委員による検証委員会で再発防止策について検証していきます。引き続き、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化していきます。
7	児童養護施設等に措置等されているこどもの意見を表明する機会を確保するため、こどもの意見表明支援事業を推進していきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	1,879件/年	1,540件/年	1,681件/年	1,856件/年	1,942件/年	A	A		20,800	子どもの権利擁護課
2	医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		220	子どもの権利擁護課
3	未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		23,269	子どもの権利擁護課
4	「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		630,680	子どもの権利擁護課
5	児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		11,737	子どもの権利擁護課
6	児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		521,777	中央児童相談所
7	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数	3,112回/年	5,202回/年	3,621回/年	3,848回/年	3,860回/年	3,725回/年	A	A		129,010	中央児童相談所
		②ヘルパー派遣延べ回数	6,873回/年	9,891回/年	7,626回/年	7,849回/年	7,759回/年	8,575回/年					
8	子育て短期支援事業	①ショートステイの延べ利用者数	715回/年	787回/年	729回/年	569回/年	566回/年	646回/年	B	A		153,666	子どもの権利擁護課
		②トワイライトステイの延べ利用者数	4,973回/年	6,833回/年	4,994回/年	4,909回/年	4,576回/年	4,832回/年					
9	母子生活支援施設緊急一時保護事業(基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	46世帯/年	56世帯/年	66世帯/年	B	A		64,349	子どもの権利擁護課
10	一貫した社会的養護体制の充実	①横浜型児童家庭支援センターの設置数	12か所	18か所【R2年度】	17か所	17か所	18か所	18か所	B	A	退所後児童の支援については、支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談や心理的ケア等も実施し支援を行った。また、退所後児童に対する継続支援計画を25件作成した。	537,628	子どもの権利擁護課
		②施設等退所後児童の支援拠点数	1か所	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所					
		③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	8件/年	50件/年	21件/年	24件/年	20件/年	25件/年					
11	里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回数	6回/年	30回(5か年)	5回/年	9回(2か年)	15回(3か年)	24回(4か年)	A	A		52,829	子どもの権利擁護課
12	区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	100人(累計)	21人(累計)	67人(累計)	104人(累計)	126人(累計)	S	A		1,040	子どもの権利擁護課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,200事業所(5か年)	199事業所/年	404事業所(2か年)	635事業所(3か年)	868事業所(4か年)	A	政策経営局男女共同参画推進課
2	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【H29年度】	27%	17.6%	15.7%	15.7% (隔年実施のため R3実績値)	40.6%	S	政策経営局男女共同参画推進課

<これまでの主な取組>

1	誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス企業」として認定しました。また、企業の経営者や人事・労務担当者を対象に、セミナーやワークショップを実施しました。
2	父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設において父親育児支援講座を開催するとともに、市内企業においても講座を開催しました。
3	子どもを大切に社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。

<今後の取組の方向性>

1	よこはまグッドバランス企業認定事業を通して、本計画及び当該目標について市内企業へ周知するほか、長時間労働の是正、多様な働き方や、育休取得に関する情報提供などを行い、企業の取組を推進します。 また、認定企業の取組を周知し、市内企業への普及・啓発を図ります。
2	父親育児支援講座について、地域ケアプラザ等の身近な施設、市内企業での対面講座に加えて、オンライン講座も開催します。 また、啓発冊子やウェブサイト(ヨコハマダディ)による父親向け育児支援の情報発信を行います。
3	ハマハグの協賛店舗の増加に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組めます。 また、こども食堂等子どもの居場所づくりの取組に対する補助の上限額を引き上げ、取組がより推進されるよう支援するとともに、区ごとにこども食堂等ネットワークを構築することで、関係団体同士の連携強化に取り組めます。
4	社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組めます。
5	「こども基本法」及び「横浜市子ども・子育て基本条例」の趣旨に基づき、こどもが対象となる幅広い施策・事業において、こども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることや意見を施策・事業に反映させるなど「こどもまんなか社会」の実現に取り組む必要があります。 今年度は次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメントの一環として、こどもを対象とした意見募集を行い、計画原案や計画の推進に適宜反映等するなどの取組を進めていきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス企業」(旧)企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	199社	205社	231社	233社	A	A		4,056	政策経営局男女共同参画推進課
2	多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	-	支援した 企業数:96社	(推進)	【経済局経営・創業支援課】 女性活躍推進専門家派遣 5社 職場環境向上支援助成金 1,120社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 58社	【経済局中小企業振興課】 職場環境向上支援助成金 81社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 51社	(事業終了)		-	-		-	-
3	企業を対象としたセミナー等の実施	-	セミナー等実施 回数:7回	(推進)	【政策局男女共同参画推進課】 - 【経済局経営・創業支援課】 セミナー回数:6回 再生回数:238回	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー回数:1回 再生回数:268回 【経済局中小企業振興課】 動画制作5本 再生回数:670回	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー 2回 【経済局中小企業振興課】 ハイブリッドセミナー (WEB・会場) 2回	【政策経営局男女共同参画推進課】 1回 【経済局中小企業振興課】 セミナー (WEB・会場) 2回	A	A		【政策経営局男女共同参画推進課】 No.1の予算 4,056に含む。 【経済局中小企業振興課】 664	政策経営局男女共同参画推進課、 経済局中小企業振興課
4	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	981人/年	6,825人(5か年)	830人/年	1,935人(2か年)	3,313人(3か年)	4,278人(4か年)	B	A		8,685	地域子育て支援課
5	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	孫育てに関する啓発リーフレット配布:約6,000部	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		-	地域子育て支援課
6	「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOKOHAMA」配布:約18,000部	(推進)	(実施)	(未実施)	(未実施)	(未実施)	-	-	民間主体の事業となっており、5年度は未実施	-	企画調整課
7	結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー実施回数:2回	(推進)	(未実施)	(未実施)	(実施)	(実施)	A	A		1,360	企画調整課
8	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策6の再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	257件/年	396件(2か年)	590件(3か年)	716件(4か年)	B	A		6,416	地域子育て支援課
9	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	-	地域における子どもの居場所の把握数(平成30年7月):183か所	(推進)	こども食堂の立ち上げに関するガイドブックの発行	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		14,000	地域子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
10	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット配布:約50,000部	(推進)	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	45,000部	40,000部	B	A		620	地域子育て支援課
11	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:184回 保護者向け交通安全講話実施回数:7回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:281回	(推進)	幼児交通安全教育訪問指導回数:181回 保護者向け交通安全講話実施回数:3回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:108回	幼児交通安全教育訪問指導回数:209回 保護者向け交通安全教室実施回数:4回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:242回	幼児交通安全教育訪問指導回数:284回 保護者向け交通安全教室実施回数:8回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:257回	幼児交通安全教育訪問指導回数:307回 保護者向け交通安全教室実施回数:23回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:272回	A	A		29,889	道路局道路政策推進課
12	地域防犯活動支援事業 (緊急防犯パトロール事業を含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布):約125,000部	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		42,901	市民局地域防犯支援課
13	よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	256校	242校	252校	253校	A	A		13,005	教育委員会学校支援・地域連携課
14	誰にもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数	151駅(累計)	152駅(累計)	152駅(累計)	152駅(累計)	154駅(累計)	154駅(累計)	A	A	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	18,207	健康福祉局福祉保健課
		②ノンステップバスの導入率	74.5%(累計)	82.6%(累計)	79.2%(累計)	79.8%(累計)	81.8%(累計)	82.9%(累計)					
15	地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計):5,907戸	(推進)	6,479戸	6,479戸	6,743戸	6,743戸	A	A		1	建築局住宅政策課

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画)素案について

1 趣旨

現行の第2期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「事業計画」という。)が令和6年度で終了となることから、今年度、第3期事業計画(令和7年度～11年度)を策定します。

令和5年3月以降「横浜市子ども・子育て会議」(部会及び総会)における検討を踏まえ、この度素案(案)をまとめましたので、報告します。

今後、令和7年3月の策定におけ、素案を公表しパブリックコメント等を行い、原案作成を進めます。

2 子ども・子育て会議における第3期事業計画に係る検討経過

実施年月	審議内容等	
令和5年3月22日	総会	第3期事業計画策定のスケジュールを報告
6月～7月	各部会	子育て家庭を対象とした「利用ニーズ把握のための調査(以下、ニーズ調査)」(※1)に係る審議 (子育て部会1回、保育・教育部会2回、放課後部会1回、青少年部会1回)
7月31日	総会	ニーズ調査(※1)に係る審議
10月1日～10月31日	ニーズ調査(※1)の実施	
11月21日	総会	第3期事業計画策定の方向性の審議
令和6年3月	各部会	骨子案の審議 (子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会各1回)
6月10日	総会	骨子案及び量の見込みに用いる推計児童数についての審議
7月～9月	各部会	素案(案)(※2)の審議 (子育て部会2回、保育・教育部会3回、放課後部会1回、青少年部会1回)
9月10日(本日)	総会	素案(案)(※2)の審議

※1:こども本人へのアンケートを含む

※2:保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を含む

3 素案(案)について

別添(資料9-2)

4 今後のスケジュール(予定)

年月(予定)	スケジュール
令和6年 9月17日	令和6年第3回市会定例会に素案の検討状況を報告
10月中旬	素案公表、パブリックコメント実施(※) ※こどもへの意見募集を含む
12月	令和6年第4回市会定例会及び子ども・子育て会議総会に対し、パブリックコメントの実施状況及び原案の検討状況の報告
令和7年 2月	原案公表、令和7年第1回市会定例会への報告
3月	子ども・子育て会議総会に対し、原案報告、第3期事業計画策定

こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン
(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画) 素案
(案)

第1章 計画について

(1) 趣旨及び位置づけ

本市の子ども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置づけに加え、こども基本法及び横浜市子ども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(3) 対象

心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。

また、若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

(1) 人口や少子化の状況

○令和6年の本市の18歳未満人口は51.4万人で、平成26年と比較して約1割減少

(2) こども・家庭の状況

- 母親の就労、共働き世帯の割合が増加
- 日中の定期的な教育・保育事業を利用しているこどもが増加
- 妊娠中や出産後半年くらいまでの間の子育てに対する不安感が高い状態が継続
- こどもの安全・安心で身近な居場所へのニーズが増加
- 不登校やいじめ、虐待、自殺企図、ひきこもり、無業状態、こどもの貧困等様々な課題
- 児童虐待相談対応件数は令和5年度には14,035件と過去最多

(3) 地域・社会の状況

- 地域とつながる場や機会、子育てに対する周囲の理解に対する期待の高まり
- 子育て支援サービスの利用等におけるデジタル活用に対するニーズの高まり

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

(1) 目指すべき姿

すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

(2) 計画推進のための基本的な視点

- ①こどもの視点に立った支援
- ②すべてのこどもへの支援
- ③それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援
- ④こどもに内在する力を引き出す支援
- ⑤家庭の子育て力を高めるための支援
- ⑥子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- ⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

第4章 施策体系と事業・取組

第3期事業計画は、こども基本法に基づく最初の「こども計画」となることや、横浜市中期計画の基本戦略において「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえ、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として新たに重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進していきます。

(2つの重点テーマ及び3つの施策分野と9つの基本施策)

重点テーマⅠ	すべてのこどものウェルビーイングを支える	
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	
【施策分野1】 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策2	地域における子育て支援の充実
	基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策5	障害児・医療的ケア児への支援の充実
【施策分野2】 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の推進
【施策分野3】 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（ニーズ量）及び「確保方策」（確保量）を定めます。

国の基本指針等に基づき、令和5年度に実施した「利用ニーズ把握のための調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、それに対応するための確保方策を定めます。

<詳細は別紙1～3>

第6章 計画の推進体制等について

第2期計画に引き続き、様々な主体により計画を推進するとともに、計画の着実な推進のため、「横浜市子ども・子育て会議」において実施状況の点検・評価を実施します。

また、こどもの意見を施策へ反映するための本市の体制整備、子ども・子育て支援に関わる人材の確保・育成や子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を推進します。

第4章 重点テーマ・各基本施策の概要

重点テーマⅠ・Ⅱ

重点テーマⅠ すべてのこどものウェルビーイングを支える

【方向性】

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

指標	直近の現状値 (令和5年度)		目標値 (令和11年度)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケート「気持ちが軽くなった」の回答率	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合(①将来の夢や目標をもっていますか/②自分のことが好きですか/③自分にはよいところがあると思いますか)	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

【方向性】

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感」の軽減
- (2) こどもの「預けやすさ」の実感
- (3) 「小一の壁」の打破
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感」の軽減
- (5) 子育ての困りごと、「精神的負担感」の軽減
- (6) 情報へのアクセス向上と、子育ての見通しを持てるための支援
- (7) 親子の「身近な遊び場・居場所」の創出

【指標】

子育て家庭がゆとりを実感している割合

<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>

施策分野Ⅰ すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策Ⅰ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「4か月健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
「3歳児健診の間診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

基本施策Ⅱ 地域における子育て支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (令和10年度)
「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (令和10年度)

基本施策Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

【目標・方向性】

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
待機児童数	5人(令和6年4月1日)	0人
こどもの思いや主体性を尊重した保育・教育を実践している施設等の割合(※)	<今後、現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映>	

※「(仮)『よこはま☆保育・教育宣言』に基づく保育実践アンケート」で確認

基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

【目標・方向性】

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、『クラブは楽しいですか』の項目で「楽しい」「どちらかと言うと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%	70%
地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757 団体	877 団体

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

【目標・方向性】

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496 回	3,500 回
保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

【目標・方向性】

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目のない支援を実現するための関係機関等の連携

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539 人/年	7,700 人(累計)
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998 人/年	6,000 人(累計)

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

【目標・方向性】

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保、自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人／年	1,800人 (累計)
思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答した子どもの割合	68.1%	70.0%
DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【目標・方向性】

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
児童虐待による死亡者数	2人	0人
①こども家庭センター設置数	①3か所	①18か所
②合同ケース会議での協議件数(妊産婦、子ども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	(令和6年度) ②—	②30,000件
①里親委託率	①20.7%	①36.3%
②里親登録者数	②277組	②324組
③ファミリーホーム設置数	③8か所	③10か所

施策分野3 社会全体での子ども・子育て支援

基本施策9 社会全体で子ども・若者を大切にできる地域づくりの推進

【目標・方向性】

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育での推進
- (2) 子どもを大切にできる社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上 (※)
子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定する。

保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 「量の見込み」及び「確保方策」（案）の考え方

1 「量の見込み」の算出について

(1) 算出根拠

ア 国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌標準（参考とすべき基準）として示されました（「基本指針」、「手引き」）。

【第3期計画策定に向けて国から示されている内容】

国から、新たに「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が示されています。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、第一期の市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』の内容をベースに対応可能であることを示しながらも、自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などが示されています。

イ 本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

(2) 算出方法

ア 計画最終年度（令和11年度）の量の見込み

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計児童数）に、利用ニーズ把握のための調査（令和5年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により8種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を、計画最終年度の令和11年度の量の見込み（到達点）として算出しています。

量の見込み = 推計児童数 × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合

※ 上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

※ 潜在家庭類型の割合、利用意向の割合は、ニーズ調査を基に算出します。

イ 途中年度（令和7年度～10年度）の量の見込み

令和11年度に向けた各年度（令和7年度～10年度）の量の見込みについては、令和5年度の実績値を起点として、令和11年度の量の見込み（到達点）に向けて平均的に増加（または減少）するものとして算出しています。

ウ その他

各事業の特性や実績など個別事情等により、上記による算出が適当でない事業については、実情に応じて算出しています。

【参考】潜在家庭類型の種類（国の手引きから抜粋）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間※～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※「下限時間」は、保育の必要性の下限時間（48～64 時間の間で市町村が定める時間）。

横浜市は 64 時間。

2 推計児童数について

量の見込みの算出に用いる推計児童数は、令和 2 年度の国勢調査結果をもとに本市が令和 5 年度に算出した「横浜市将来人口推計（以下、「元推計」）」を一部補正※して算出しています。

※補正内容：元推計の令和 6 年度の推計値を実績値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用し、令和 7 年度以降の推計児童数を算出

単位：人

	元推計	実績	推計児童数				
	R 6 年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
0歳	24,685	22,333	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
1歳	24,103	23,551	22,276	22,570	22,738	23,014	23,294
2歳	24,733	25,074	23,508	22,237	22,530	22,699	22,972
3歳	25,742	25,063	25,028	23,468	22,200	22,494	22,662
4歳	24,594	26,347	25,018	24,984	23,430	22,166	22,458
5歳	25,794	27,500	26,284	24,975	24,942	23,394	22,133
0-5歳計	149,651	149,868	144,740	141,029	138,909	137,118	137,086
6歳	26,986	28,054	27,428	26,279	24,917	24,895	23,380
7歳	27,422	28,873	27,984	27,357	26,273	24,860	24,849
8歳	28,540	30,120	28,822	27,913	27,287	26,266	24,805
9歳	29,696	30,595	30,048	28,769	27,844	27,221	26,258
10歳	29,494	30,288	30,525	29,979	28,717	27,776	27,154
11歳	29,862	31,210	30,348	30,564	30,016	28,762	27,811
12歳	30,218	30,870	31,261	30,406	30,600	30,053	28,806
13歳	30,668	31,930	30,919	31,313	30,464	30,637	30,088
14歳	31,523	31,948	31,981	30,969	31,364	30,521	30,674
15歳	31,478	32,003	31,991	32,032	31,017	31,413	30,577
16歳	32,106	32,316	32,465	32,420	32,476	31,447	31,853
17歳	32,467	32,376	32,754	32,921	32,842	32,913	31,870
合計	510,111	520,451	511,266	501,951	492,726	483,882	475,211

3 「確保方策」について

原則として、毎年度「量の見込み」を充足できるよう「確保方策」を設定します。

4 「量の見込み」及び「確保方策」（案）について

各事業の「量の見込み」及び「確保方策」（案）については、「別紙 2」及び「別紙 3」のとおりです。

■第3期計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」及び「確保方策」(案)

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
				計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
保育・教育に 関する施設・ 事業	保育・教育基盤 整備事業(2・3号)	ニーズ量(人)	量の見込み	83,973	82,679	81,385	80,091	78,800
			確保方策	83,973	82,679	81,385	80,091	78,800
	保育・教育基盤 整備事業(1号)	ニーズ量(人)	量の見込み	27,561	26,812	26,063	25,314	24,561
			確保方策	37,472	34,244	31,016	27,788	24,561
妊婦に対して 健康診査を 実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数 (回/年)	量の見込み	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
			確保方策	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
乳児家庭 全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん 訪問事業	訪問件数 (件/年)、 訪問率	量の見込み	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
				100%	100%	100%	100%	100%
			確保方策	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
				100%	100%	100%	100%	100%

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業		単位	区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
					計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
子育て短期 支援事業	ショートステイ	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	712	746	779	812	845	
			確保方策	712	746	779	812	845	
	トワイライトステイ	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738	
			確保方策	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738	
	母子生活支援 施設緊急一時 保護事業	延べ利用世帯数 (世帯/年)	量の見込み	92	92	92	92	92	
			確保方策	92	92	92	92	92	
養育支援訪問事業 及び要保護児童対 策地域協議会その 他の者による要保 護児童等に対する 支援に資する事業	育児支援家庭 訪問事業	家庭訪問	訪問世帯数 (世帯/年)	407	407	407	407	407	
			確保方策	407	407	407	407	407	
		ヘルパー	延べ派遣回数 (回/年)	量の見込み	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
				確保方策	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業		単位	区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
					計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
養育支援訪問事業 及び要保護児童対 策地域協議会その 他の者による要保 護児童等に対する 支援に資する事業	養育支援家庭 訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
				確保方策	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
		ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
				確保方策	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
	要保護児童対策 地域協議会		要保護児童対策地域 協議会における個別 ケース検討会議件数 (件/年)	量の見込み	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
				確保方策	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
	親子関係形成支援事業		実人数 (人/年)	量の見込み	271	275	284	291	300
				確保方策	30	90	150	210	300
	病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数 (か所)	量の見込み	30	30	30	30	30
				確保方策	30	30	30	30	30
利用者支援に 関する事業	横浜子育てパートナー	実施箇所数 (か所)	量の見込み	28	28	28	28	28	
			確保方策	28	28	28	28	28	

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	
				計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
利用者支援に 関する事業	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	
			確保方策	18	18	18	18	18	
	統括支援員	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	
			確保方策	調整中	18	18	18	18	
	母子保健コーディネーター	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	
			確保方策	18	18	18	18	18	
	こども支援員	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	
			確保方策	18	18	18	18	18	
	時間外保育事業	延長保育事業（夕延長）	利用者数 (人/月)	量の見込み	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
				確保方策	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
放課後児童 健全育成事業	放課後キッズクラブ（一部） 放課後児童クラブ	量の見込み： 対象児童数（人）	量の見込み	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600	
			確保方策： 定員数（人）	42,437	41,463	40,487	39,514	38,482	

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
				計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
地域子育て 支援拠点事業	ア…地域子育て支援拠点 イ…親と子のつどいの広場 ウ…保育所等子育てひろば （常設）、幼稚園等は まっこ広場（常設） エ…その他（非常設の親子 の居場所：子育て支援 者、保育所等子育てひ ろば（市立非常設）、 幼稚園等はまっ子広場 （非常設）、子育てサ ロン）	延べ利用者数 （人／月）	量の見込み	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
			確保 方策		61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
				ア	25,964	27,128	28,292	29,456	30,620
				イ	10,361	10,973	11,455	11,937	12,419
				ウ	4,724	5,204	5,384	5,566	5,730
			エ	20,724	22,244	24,194	26,142	28,109	
一時預かり事業 子育て援助活動支 援事業	ア…幼稚園での 預かり保育（1号）	延べ利用者数 （人／年）	量の見込み	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
			確保 方策	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
	イ…幼稚園での 預かり保育（2号）	延べ利用者数 （人／年）	量の見込み	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
			確保 方策	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
				計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	
一時預かり事業 子育て援助活動支 援事業	その他 ウ…保育所での一時保育 エ…乳幼児一時預かり オ…親と子のつどいの広場 での一時預かり カ…横浜子育てサポート システム キ…24時間型緊急一時保育 ク…休日一時保育	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262	
			確保 方策		318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
				ウ	114,710	123,045	133,960	144,856	156,714
				エ	118,309	131,751	139,820	147,890	155,952
				オ	7,644	7,974	8,309	8,641	8,973
				カ	75,585	76,759	80,719	84,702	87,730
				キ	1,426	1,440	1,455	1,469	1,484
				ク	393	397	401	405	409

(参考) 第2期計画における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」及び「確保方策」

(※)…事業の性質上、量の見込み（ニーズ量）の実績値を正確に把握することが難しい事業は利用実績等を記載しています。

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
				上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	
保育・教育に関する施設・事業	保育・教育基盤整備事業（2・3号）	ニーズ量（人）	量の見込み	77,591	79,607	81,630	82,089	82,553	
			確保方策	80,412	81,636	82,487	84,293	84,720	
		保育・教育基盤整備事業（1号）	ニーズ量（人）	量の見込み	77,591	79,607	81,630	82,089	82,553
				確保方策	78,744	81,171	82,234	83,883	84,381
				量の見込み	45,546	43,796	36,740	35,134	33,819
					38,845	36,011	33,435	29,927	26,766
				確保方策	48,634	45,230	43,248	38,535	33,819
					50,443	47,961	46,509	43,233	40,700
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数（回／年）	量の見込み	332,291	330,662	329,029	283,032	272,524	
				307,475	304,048	288,440	279,828		
			確保方策	332,291	330,662	329,029	283,032	272,524	
				307,475	304,048	288,440	279,828		
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数（件／年）、 訪問率	量の見込み	25,117	24,872	24,728	21,961	21,236	
				94.7%	95.0%	95.4%	96.1%	96.4%	
				25,279	23,203	22,431	22,564		
				98.3%	93.3%	94.3%	98.3%		
			確保方策	25,117	24,872	24,728	21,961	21,236	
				94.7%	95.0%	95.4%	96.1%	96.4%	
				25,279	23,203	22,431	22,564		
				98.3%	93.3%	94.3%	98.3%		

(※)…事業の性質上、量の見込み（ニーズ量）の実績値を正確に把握することが難しい事業は利用実績等を記載しています。

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業		単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	
					上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	
子育て短期 支援事業	ショートステイ	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	773	802	831	766	787		
				(※) 729	(※) 569	(※) 566	(※) 646			
			確保方策	773	802	831	766	787		
				729	569	566	646			
			トワイライトステイ	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	5,918	6,390	6,863	6,647	6,833
						(※) 4,994	(※) 4,909	(※) 4,576	(※) 4,832	
	確保方策	5,918			6,390	6,863	6,647	6,833		
		4,994			4,909	4,576	4,832			
	母子生活支援 施設緊急一時 保護事業	延べ利用世帯数 (世帯/年)	量の見込み	92	92	92	92	92		
				58	46	56	66			
			確保方策	92	92	92	92	92		
				58	46	56	66			
養育支援訪問事業 及び要保護児童対 策地域協議会その 他の者による要保 護児童等に対する 支援に資する事業			家庭 訪問	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	4,072	4,280	4,528	5,530	5,740
						(※) 3,852	(※) 4,122	(※) 2,667	(※) 2,933	
	確保方策	4,072			4,280	4,528	5,530	5,740		
		3,852			4,122	2,667	2,933			
	ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	2,418	2,572	2,731	2,857	3,060		
				(※) 2,962	(※) 1,815	(※) 1,747	(※) 2,216			
			確保方策	2,418	2,572	2,731	2,857	3,060		
				2,962	1,815	1,747	2,216			

(※)…事業の性質上、量の見込み（ニーズ量）の実績値を正確に把握することが難しい事業は利用実績等を記載しています。

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業		単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
					上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績
養育支援訪問事業 及び要保護児童対 策地域協議会その 他の者による要保 護児童等に対する 支援に資する事業	養育支援家庭 訪問事業	家庭 訪問	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	3,730	4,040	4,349	4,755	5,202
				(※) 3,621	(※) 3,848	(※) 3,860	(※) 3,725		
			確保方策	3,730	4,040	4,349	4,755	5,202	
		ヘルパー	延べ実施回数 (回/年)	量の見込み	8,256	8,946	9,639	9,212	9,891
				(※) 7,626	(※) 7,849	(※) 7,759	(※) 8,575		
			確保方策	8,256	8,946	9,639	9,212	9,891	
	要保護児童対策 地域協議会	要保護児童対策地 域協議会における 個別ケース検討会 議件数 (件/年)	量の見込み	1,848	1,905	1,954	1,813	1,879	
				1,540	1,681	1,856	1,942		
			確保方策	1,848	1,905	1,954	1,813	1,879	
				1,540	1,681	1,856	1,942		
	病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数 (か所)	量の見込み	29	29	29	29	29
				29	29	29	29		
確保方策			26	29	29	29	29		
			25	25	25	25			
利用者支援に 関する事業	横浜子育てパートナー	実施箇所数 (か所)	量の見込み	27	27	27	27	27	
			23	24	25	26			
		確保方策	23	24	25	26	27		
			23	24	25	26			
	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	
			18	18	18	18			
		確保方策	18	18	18	18	18		
			18	18	18	18			

(※)…事業の性質上、量の見込み（ニーズ量）の実績値を正確に把握することが難しい事業は利用実績等を記載しています。

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
				上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績
利用者支援に 関する事業	母子保健コーディネーター	実施箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	
			確保方策	18	18	18	18	18
				18	18	18	18	
時間外保育事業	延長保育事業（夕延長）	利用者数 (人/月)	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,603	7,922
				3,469	3,792	3,984	3,902	
			確保方策	6,816	7,190	7,563	7,603	7,922
				3,469	3,792	3,984	3,902	
放課後児童 健全育成事業	放課後キッズクラブ（一部） 放課後児童クラブ	量の見込み： 登録児童数（人） [参考：対象 児童数（人）]	量の見込み	26,260	27,338	28,416	34,669	34,998
				23,620 [21,170]	34,010 [28,947]	40,539 [32,947]	46,578 [36,493]	
			確保方策： 定員数（人）	26,260	27,338	28,416	37,401	37,756
				34,593	36,690	41,584	44,443	

(※)…事業の性質上、量の見込み（ニーズ量）の実績値を正確に把握することが難しい事業は利用実績等を記載しています。

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	
				上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	
地域子育て 支援拠点事業	ア…地域子育て支援拠点 イ…親と子のつどいの広場 ウ…保育所等子育てひろば (常設)、幼稚園等は まっこ広場(常設) エ…その他(非常設の親子 の居場所：子育て支援 者、保育所等子育てひ ろば(非常設)、幼稚 園等はまっ子広場(非 常設)、子育てサロン)	延べ利用者数 (人/月)	量の見込み	70,381 (※) 33,077	74,157 (※) 43,728	77,933 (※) 54,411	77,933 (※) 54,222	80,836	
			確保 方策	ア	70,381	74,157	77,933	77,933	80,836
					33,077	43,728	54,422	54,225	
				イ	26,593	28,763	30,933	31,524	33,441
					13,420	17,013	20,519	23,040	
				ウ	10,340	10,784	11,236	11,120	11,446
					6,672	8,094	8,808	9,777	
				エ	10,060	10,656	11,257	11,375	11,915
					4,064	4,626	5,238	4,026	
			一時預かり事業 子育て援助活動支 援事業	ア…幼稚園での 預かり保育(1号)	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	287,548 (※) 122,864	287,717 (※) 214,146	287,887 (※) 155,113
確保 方策	287,548	287,717				287,887	214,146	201,624	
	122,864	214,146				155,113	170,720		
イ…幼稚園での 預かり保育(2号)	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み				1,306,372 (※) 1,464,888	1,333,674 (※) 1,768,176	1,360,976 (※) 1,684,548	1,768,176 (※) 1,827,672
				確保 方策	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,768,176	1,844,496
		1,464,888			1,768,176	1,684,548	1,827,672		

(※)…事業の性質上、量の見込み（ニーズ量）の実績値を正確に把握することが難しい事業は利用実績等を記載しています。

子ども・子育て 支援法上の 事業区分	本市事業	単位	区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度		
				上段：計画 下段：実績	上段：計画 下段：実績	上段：計画 (保育・教育のみ 中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績	上段：計画 (中間見直し後) 下段：実績		
一時預かり事業 子育て援助活動支 援事業	その他 ウ…保育所での一時保育 エ…横浜保育室での一時 保育 オ…乳幼児一時預かり カ…親と子のつどいの広場 での一時預かり キ…横浜子育てサポート システム ク…24時間型緊急一時保育 ケ…休日一時保育	延べ利用者数 (人/年)	量の見込み	331,169	348,006	364,843	363,485	377,366		
				(※) 180,205	(※) 209,349	(※) 230,860	(※) 271,469			
			確保 方策	ウ	331,169	348,006	364,843	363,485	377,366	
					180,205	209,349	230,860	271,469		
					145,936	151,406	152,216	149,120	149,574	
					79,197	87,188	87,683	98,755		
					エ	2,970	1,942	1,916	417	414
						1,056	717	481	1,133	
					オ	106,335	115,851	129,029	132,929	143,892
						56,423	69,025	88,916	96,796	
					カ	7,688	7,916	8,144	7,997	8,192
						5,265	5,720	5,537	6,978	
					キ	64,566	67,149	69,732	69,216	71,341
						36,896	45,114	46,586	66,619	
					ク	1,305	1,331	1,356	1,404	1,523
875	1,184	1,398	959							
ケ	2,369	2,411	2,450	2,402	2,430					
	493	401	259	229						

「量の見込み」及び「確保方策」(案)の 算出の考え方

【事業別】

保育・教育に関する量の見込みについて

1 量の見込みの算出方法

現行計画と同様、国の手引き等に基づき、「推計児童数×潜在家庭類型の割合×利用意向の割合」により算出します。

2 ニーズ割合（潜在家庭類型の割合×利用意向の割合）

潜在家庭類型の割合に利用意向の割合を乗じてニーズ割合を算出した結果、R11年度の全年齢のニーズ割合は57.5%となりました。

	3号			2号	全年齢	1号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳		3-5歳
ニーズ割合	26.1%	64.7%	64.8%	63.5%	57.5%	36.5%

※1 0歳児のニーズ割合は、本市のニーズ調査に基づく希望する育児休業からの復職時期を採用して算出。

※2 「3歳以上の全ての子どもに教育・保育を保障する」という制度の理念に基づき、1号・2号のニーズ割合の合計が100%に至らない分は、100%になるよう1号・2号に按分して上乘せ。

3 量の見込み（案）

R11年度に向け、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定しています。

このため、各年度の量の見込みは、5年間で平均的に1、2歳児については増加、その他の年齢については減少するよう算出しています。

(表1) 2号・3号の量の見込み（案）

	年齢	ニーズ割合	次期計画					確保方策の方向性
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
3号	0歳	26.1%	6,206	6,193	6,180	6,167	6,154	保育所、地域型保育、認定こども園、横浜保育室、企業主導型保育、幼稚園預かり保育（2歳児受入）
	1歳	64.7%	13,226	13,687	14,148	14,609	15,069	
	2歳	64.8%	14,538	14,625	14,712	14,799	14,885	
2号	3-5歳	63.5%	48,988	47,414	45,840	44,266	42,692	保育所、認定こども園、幼稚園等預かり保育、企業主導型保育
計			82,958	81,919	80,880	79,841	78,800	
前年比			▲1,039	▲1,039	▲1,039	▲1,039	▲1,041	増減の主な要因
プラス分			643	643	643	643	640	1歳児：461/年 2歳児：133/年
マイナス分			▲1,682	▲1,682	▲1,682	▲1,682	▲1,681	3-5歳児：▲1,582/年

(表2) 1号の量の見込み（案）

	年齢	ニーズ割合	次期計画					確保方策の方向性
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号	3-5歳	36.5%	27,591	26,834	26,077	25,320	24,561	幼稚園、認定こども園（教育時間のみ）

保育・教育に関する「確保方策」(案)について

1 量の見込みについて

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」の更新について

令和7年度に向けては、新規整備及び既存施設の活用により、1290人分(予算上)の受入れ枠確保を見込んでいます。各年度の「確保方策」と「量の見込み」を一致させるため、7年4月の確保方策の見込みをもとに、11年度に向け、潜在的な需要が徐々に顕在化するものとして算出します。

	3号			2号	全年齢	1号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳		3-5歳
ニーズ割合	26.1%	64.7%	64.8%	63.5%	57.5%	36.5%

【更新前】

量の見込み	2・3号					1号				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計	82,958	81,919	80,880	79,841	78,800	27,591	26,834	26,077	25,320	24,561
前年比	▲1,039	▲1,039	▲1,039	▲1,039	▲1,041					
プラス分	643	643	643	643	640					
マイナス分	▲1,682	▲1,682	▲1,682	▲1,682	▲1,681					

【更新後】(令和6年度整備量を加味)

量の見込み	2・3号					1号				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計	83,973	82,679	81,385	80,091	78,800	27,561	26,812	26,063	25,314	24,561
前年比	▲408	▲1,294	▲1,294	▲1,294	▲1,291					
プラス分	1,290	404	404	404	404					
マイナス分	▲1,698	▲1,698	▲1,698	▲1,698	▲1,695					

2 確保方策について

(1) 「確保方策」策定にあたっての基本的考え方

ア 保育(2・3号)について

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

(ア) 以下の施設・事業等により、保育ニーズに対応します。

	0歳	1歳	2歳	3~5歳
認可保育所	○	○	○	○
認定こども園	○	○	○	○
地域型保育事業	○	○	○	
横浜保育室	○	○	○	○
幼稚園2歳児受入れ推進事業			○	
私立幼稚園等預かり保育事業				○
企業主導型保育事業※	○	○	○	○

※ 立入調査結果により、問題がないと判断された施設の地域枠

(イ) 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。

- ・ 認可保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存資源を最大限活用した上で、ニーズに合わせた地域型保育事業を整備します。
- ・ 大規模な宅地開発等に伴い急激にニーズが増大する地域など、既存施設や地域型保育事業の整備だけでは対応しきれない場合には、認可保育所等を整備します。
- ・ 保育(2・3号)に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分(マイナス分)については、引き続き園運営が安定して行えるよう、年齢間での定員構成の見直しを進めるとともに、保育所における多機能化や、地域の実情に応じ、3歳児以上の定員が2歳児の定員を下回る定員構成を認めるなど、柔軟な運営支援を行います。

イ 教育(1号)について

第二期計画と同様、「確保方策」と「量の見込み」を最終年度(11年度)に一致させます。

(2) 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)について

<保育(2号・3号)>

- ① 4か年で1,616人分の枠を確保します。
- ② 認定こども園(2号・3号)・保育所・幼稚園(幼稚園2歳児受入れ)は、1,172人分を確保します。
- ③ 低年齢児を対象とする地域型保育事業・横浜保育室は、地域型保育事業の整備と横浜保育室の認可保育所等への移行により、444人分の枠拡大となります。

<教育(1号)>

- ④ 全市で見ると「量の見込み」が減少傾向です。令和6年4月の確保方策の実績を起点として、「確保方策」と「量の見込み」を一致させるよう、11年度に認定こども園・施設型給付幼稚園で13,122人、私学助成幼稚園で11,439人を確保します。

※確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

※計画期間の中間年を目安に見直しを実施する予定です。

<保育・教育に関する「確保方策」(案)・【全市版】>

単位：人

	7年度					8年度					9年度				
	3号			2号	1号	3号			2号	1号	3号			2号	1号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み	6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812	6,217	14,466	14,848	45,854	26,063
	83,973					82,679					81,385				
確保方策	5,620	11,961	12,941	48,996	19,803	5,583	12,182	12,943	47,415	18,132	5,546	12,403	12,945	45,834	16,463
私学助成幼稚園					17,669					16,112					14,553
地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21		671	2,063	1,903	20	
計	6,281	13,862	14,812	49,018	37,472	6,249	14,164	14,830	47,436	34,244	6,217	14,466	14,848	45,854	31,016
	83,973					82,679					81,385				

	10年度					11年度				
	3号			2号	1号	3号			2号	1号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
	80,091					78,800				
確保方策	5,509	12,623	12,948	44,253	14,791	5,471	12,846	12,950	42,674	13,122
私学助成幼稚園					12,997					11,439
地域型保育・横浜保育室	676	2,145	1,918	19		683	2,223	1,935	18	
計	6,185	14,768	14,866	44,272	27,788	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561
	80,091					78,800				

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「妊婦に対して健康診査を実施する事業」	
本市事業		妊婦健康診査事業	
事業内容		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。	
量の見込み算出の考え方	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※国「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 量の見込み＝「補助券を利用可能な妊婦人数」×「妊婦一人当たりの平均使用回数」 (1)「補助券を利用可能な妊婦人数」＝「妊娠届出数」＋「妊婦異動届出数」 ※推計児童数における0歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込む。 (2)「妊婦一人当たりの平均使用回数」＝11回(R03～R05実績の平均)</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	延べ受診回数(回/年)	
確保方策の考え方		・量の見込みを目標値として、確保量を設定。 ・受診回数分の、妊婦健康診査費用補助券を交付することで、量の見込みに対する実施を確保する。 ・妊婦数の変動や妊娠期間中の転出入、助成申請期間が産後1年以内となっていることから、数の変動がある。	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317
	確保方策	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「乳児家庭全戸訪問事業」	
	本市事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	
	事業内容	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員(横浜市子育て支援者、民生委員・児童委員、主任児童委員等)が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※国「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	<ul style="list-style-type: none"> ■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み」=「各年度0歳推計児童数」×「各年度訪問率※」 ※全区で令和7～11年度の訪問率100%とする。
	第2期計画からの変更等の考え方	令和5年度に伴走型相談支援を開始し、こんにちは赤ちゃん訪問を子育て応援金の申請要件としたため、訪問率が前年度から4ポイントと大幅に上昇(R4年度:94.3%→R5年度:98.3%)。訪問率は、第2期計画では直近3か年度の平均伸び率を基に算出していたが、令和7年度に伴走型相談支援が法制化されるため、第3期計画では全戸訪問を目指し訪問率100%とする。そのため、訪問件数は出生数と一致する。	
	指標(単位)	訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)	
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の「量の見込み」における訪問率を、確保の実施目標(確保目標)とする。 ・「訪問件数」は出生数により変動があることから、主に「訪問率」を指標として進捗管理する。 ・事業周知を継続して徹底し、対象者に認知してもらうことで確実に訪問を実施する。 		
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
		100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567
		100%	100%	100%	100%	100%

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「子育て短期支援事業」	
本市事業		①ショートステイ、トワイライトステイ	
事業内容		児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等での短期的な預かりを実施します。利用にあたっては、児童家庭支援センターへの登録が必要となります。事業内容として、宿泊を伴う「ショートステイ」、夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」を実施しています。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～(おおむね)12歳	
	算出根拠	方法	本市独自の方法による
		概要	<p>■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。</p> <p>■本市における算出方法 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」＝要保護児童数(R11年度0歳～12歳:4,448人) ・年度ごとの推計対象児童数は、各区の要保護児童数の推計値を基礎とする。 ・「利用率」:ショートステイ＝0.19、トワイライトステイ＝1.29 (R元年度、R2年度、R5年度の3か年平均による割合) ※ 計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、R11年度の量の見込みを算出。途中年度については、R5年度実績値から均等に量が推移するものとして算出。 ※ 「要保護児童数」の推計の考え方 ① R2年度末、R5年度末の出現率を求める。 ② 3年あたりの出現率の増加率を求める。3で割り返して1年あたりの増加率を算出する。 ③ 各年度の出現率を求める。R5年度末から②で求めた1年あたりの出現率の増加分を順に掛けていく。 ④ 各年度の全市の要保護児童数を求める(各年度末の児童人口*③で求めた出現率)。</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	・利用率の算出にあたり直近のR元、R2、R5年度を使用(新型コロナの影響が大きく表れたR3、4年度を除外)。	
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)	
確保方策の考え方	・児童家庭支援センター及び乳児院等、18区22か所で実施。		
第2期計画からの変更等の考え方	なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	ショートステイ	量の見込み	712	746	779	812	845
		確保方策	712	746	779	812	845
	トワイライトステイ	量の見込み	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738
		確保方策	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記載

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「子育て短期支援事業」	
本市事業		②母子生活支援施設緊急一時保護事業	
事業内容		1 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を母子生活支援施設に一時的に入所させ、身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。 2 妊娠期支援事業 緊急一時保護事業の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を母子生活支援施設に一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳(同伴児童の年齢)	
	算出根拠	方法	本市独自の方法による
		概要	■本市における算出の考え方 当該事業は国の「子育て短期支援事業」の枠組みの中で実施しているものであるが、内容が国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。 ■本市における算出方法 本市における母子生活支援施設緊急一時保護事業及び妊娠期支援事業の利用実績から算出する。 ※区別の量の見込みは、【各区女性人口/全市女性人口】割合で計算
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	延べ利用世帯数(世帯/年)	
確保方策の考え方	・母子生活支援施設(7施設)での実施を想定。		
第2期計画からの変更等の考え方	変更なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	92	92	92	92	92
	確保方策	92	92	92	92	92

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
本市事業		①育児支援家庭訪問事業	
事業内容		区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	・育児支援家庭訪問員:国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し ・育児支援ヘルパー:国「手引き」を一部アレンジ ※新たに示された「子育て世帯訪問支援事業」の算出方法
		概要	■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 1 育児支援家庭訪問員 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 過去の利用実績などから利用者のニーズを推測して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定 過去3か年度(R3～R5)の平均値(407世帯)を基に算出 2 育児支援ヘルパー ■国「手引き」による計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み」=「推計児童数」×(「対象世帯数」÷「全児童数」)×平均利用回数 (1)「対象世帯数」…R5年度の区毎の実績 (2)「全児童数」…R5年度の区毎の実績 (3)「平均利用回数」…R5年度の区毎の平均回数 ■国「手引き」のアレンジ 途中年度については、計画最終年度(R11年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。
	第2期計画からの変更等の考え方	1 育児支援家庭訪問員 横浜市の制度改革(R3年度)により、これまで要保護児童を対象としていたが、要保護児童でなくても支援を受けられるようになったため、要保護児童等数を用いない算出方法に変更。 また、世帯によって利用回数に差が生じ、年度での変動幅が大きいため、訪問世帯数に変更。 2 育児支援ヘルパー 「子育て世帯訪問支援事業」に位置付けるため、国「手引き」を一部アレンジした算出方法に変更	
	指標(単位)	育児支援家庭訪問:訪問世帯数(世帯/年) 育児支援ヘルパー:延べ派遣回数(回/年)	
確保方策の考え方		・家庭訪問は会計年度職員(月額・日額の看護職)により、ヘルパーは委託事業者により、それぞれ実施する。	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	家庭訪問	量の見込み	407	407	407	407	
		確保方策	407	407	407	407	
	ヘルパー	量の見込み	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
		確保方策	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記載

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
本市事業		②養育支援家庭訪問事業	
事業内容		児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ることを目的とします。 ①養育支援家庭訪問員(社会福祉主事任用資格、保育士、看護師、保健師のいずれかの有資格者)の継続訪問による相談・支援 ②養育支援ヘルパー(委託)による家事・養育の援助	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 1 養育支援家庭訪問員 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、要保護児童対策地域協議会の頁を参照 ・「実施割合」=5.1%(R3～R5年度の「訪問世帯数/要保護児童数」の平均) ・「訪問回数(回/年)」=R11年度見込みを18回とする(R3～R5年度平均14.3回) 2 養育支援ヘルパー 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、要保護児童対策地域協議会の頁を参照 ・「実施割合」=2.2%(R3～R5年度の「派遣世帯数/要保護児童数」の平均) ・「派遣回数(回/年)」=R11年度見込みを72回とする(R3～R5年度平均68.9回) ※第3期計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、R11年度の量の見込みを算出。途中年度については、R5年度実績から均等に量が推移するものとして算出。
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	延べ実施回数(回/年)	
確保方策の考え方	・要保護児童数の増加見込に合わせて実施を確保していく。 ・家庭訪問は会計年度任用職員(社会福祉主事、保育士、看護師、保健師等)により、ヘルパーは委託事業者により、それぞれ実施する。		
第2期計画からの変更等の考え方	変更なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	家庭訪問	量の見込み	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
		確保方策	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
	ヘルパー	量の見込み	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
		確保方策	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記載

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
本市事業		③要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)	
事業内容		<p>「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法第25条の2に規定されている子どもを守るための地域ネットワークで、要保護児童等の適切な保護または適切な支援のため、関係機関が円滑に連携していくことを目的として設置しています。本市の「要保護児童対策地域協議会」は、市全体の代表者による「代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)」、各区の実務者による「実務者会議(各区虐待防止連絡会)」、個々の事例に直接関わる関係者によって行われる「個別ケース検討会議」の、3つで構成されています。</p> <p>「個別ケース検討会議」は、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、関係機関と共に支援方針を検討する重要な会議で、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、必要に応じて開催します。</p>	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～17歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し
		概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要保護児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 計画最終年度(R11年度)の量の見込み 「量の見込み(件/年)」=「要保護児童数(推計)」×「個別ケース検討会議実施割合」 ※計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、R11年度の量の見込みを算出。途中年度については、R5年度実績から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>・「要保護児童数」の算出方法: 1 R2年度(R3.3月末時点)の区別の要保護児童数を、R2年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:① 2 R5年度(R6.3月末時点)の区別の要保護児童数を、R5年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:② 3 ①と②を比較し、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合の1年あたりの増減率を算出する:③ 4 ③の増減率を用いてR11年度の区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:④ 5 R11年度の区別の児童推計人口に④を乗じて、R11年度の「要保護児童数」を推計</p> <p>・個別ケース検討会議実施割合:34% (R2年度からR5年度の4か年の要保護児童数に対する「個別ケース検討会議」の実施割合の全市平均34%)</p>
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
	指標(単位)	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(件/年)	
確保方策の考え方	<p>・要保護児童等進行管理台帳登録者数の増加見込に合わせて、個別ケース検討会議の実施を確保していく。</p> <p>・関係機関や地域との連携を更に推進し、地域ごとのネットワークづくりを進めていく。</p>		
第2期計画からの変更等の考え方	変更なし		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035
	確保方策	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	
	本市事業	親子関係形成支援事業	
	事業内容	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	18歳未満の児童とその保護者	
	算出根拠	方法	国「手引き」の一部をアレンジ
		概要	<p>■国の「量の見込み」の考え方 【量の見込み(人)】=【A推計児童数(人)】×【C対象世帯数(件)】/【B全児童数(人)】 ※なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合(一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合)を求め、対象児童数を求めることも可能とする。</p> <p>■国の考え方を踏まえた本市における算出方法 【量の見込み(人)】=【A推計児童数(人)】×【本事業の利用が望ましい世帯の割合】 <本事業の利用が望ましい世帯の考え方> 【児童人口に対する要保護児童数(割合)】×【要保護児童数に対する本事業の利用者数(比率)】 ・【要保護児童数に対する本事業の利用者数(比率)】は、過去3年の区づくり推進費による類似事業の実績(実施区において10～15人程度)を踏まえ、要保護児童数比0.05を見込む。(本事業の利用者は要保護児童に限らないが、要保護児童も対象者の一部であり、高い相関関係が認められるため、一定の比率で推移することを想定) ・要保護児童数の推計の考え方については、要保護児童対策地域協議会の頁を参照</p>
	指標(単位)	実人数(人/年)	
確保方策の考え方		令和7年度よりモデル事業で開始し、事業実施団体を順次増やす予定。(R7:3区、R8:6区、R9:9区、R10:12区、R11:18区。初年度は年間1コース、2年目以降は年間2コース(乳幼児、学齢期コース)を想定。 ・令和11年度までに全区展開を行います。実績に伴い、実施区増のスケジュールについては変動する可能性があります。	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	271	275	284	291	300
	確保方策	30	90	150	210	300

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「病児保育事業」	
	本市事業	病児保育事業	
	事業内容	病気又は病気回復期(ケガも含む)にあるため集団保育が困難な子どもを医療機関併設の病児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。	
量の見込み算出の考え方	対象年齢	0歳～11歳	
	算出根拠	方法	国「基本指針」による
		概要	<p>■国「基本指針」における参酌標準(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用実績や利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。 <p>■「基本指針」を踏まえた本市における量の見込みの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区1か所を前提に、需要の高いエリアには複数か所を見込む。 第2期計画の目標値である29か所に加え、ニーズ調査で新たに把握した地域への整備を行い、早期に計30か所の整備を目指して、目標事業量を設定する。
	第2期計画からの変更等の考え方	これまででは、区ごとに整備か所数を決めていたが、募集地域の周辺区においても、整備の選択肢とすることで、よりニーズに対応した整備を行う。	
	指標(単位)	実施箇所数(か所)	
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業の新規整備により、確保します。 ・未整備のエリアを優先的に整備していきます。 ・全市的に公募を行い、選考により実施事業者(実施場所)を決定するため、確保の順番や年度については変動する可能性があります。 ・地域及び利用者に対する支援を行い、認知度向上による新規登録・利用者の増加を図るとともに、満足度向上による利用率改善を図り、実施事業者が事業参入しやすい環境を整えます。 ・事業実施の検討にあたっては、検討者の既存施設への見学等のサポートを行い、現場の声を聞く機会を設けます。 ・キャンセル率が4割を超えていることから、キャンセル率を低下させるための事業者の取組の支援や「当日キャンセル対応加算」の補助を行うなど、運営安定化を図り、新規参入につなげます。 		
第2期計画からの変更等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にあたっては、周辺施設との連携も重要なため、その機会を設ける対応を追加しています。 ・当日キャンセルによる利用料の減収や委託料(加算分)の減収に対応するため、令和6年度より、「当日キャンセル対応加算」を実施したため、確保方策に明記しました。 		

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保方策	30	30	30	30	30

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)		
地域子ども・子育て支援事業		「利用者支援に関する事業」		
本市事業	利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、特定型:保育・教育コンシェルジュ、こども家庭センター型:統括支援員、母子保健コーディネーター、こども支援員)			
事業内容	<p>横浜子育てパートナー 子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の方が子育てに関する事業・制度等を適切に利用できるような、各区の地域子育て支援拠点に配置している専任スタッフです。</p> <p>保育・教育コンシェルジュ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的として、就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供しています。</p> <p>統括支援員 母子保健と児童福祉分野双方の職員が適切に連携・協力できるよう、総合調整役を担うとともに、サポートプランの作成に対する助言や進捗管理を行います。また、地域資源のネットワーク化・開拓に関するマネジメント担います。</p> <p>母子保健コーディネーター 区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。</p> <p>こども支援員 こどもの権利を擁護する視点に立ち、こどもの安全の確保とこどもと家族の自立した生活に向けた支援として、児童虐待に関する相談・通告の対応や要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務等を行います。</p>			
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F)		
	対象年齢	0歳～17歳		
	算出根拠	方法	国「手引き」による	
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、こども家庭センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定型・こども家庭センター型を分けて計画に記載すること。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・基本型:主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「横浜子育てパートナー」が該当) ・特定型:主として市町村窓口での実施とする。 (事務局注釈:「保育・教育コンシェルジュ」が該当) ・こども家庭センター型:母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所での実施とする。 (事務局注釈:「統括支援員」「母子保健コーディネーター」「こども支援員」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・基本型【横浜子育てパートナー】 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型【保育・教育コンシェルジュ】 ⇒各区役所において実施するよう設定 ・こども家庭センター型【統括支援員、母子保健コーディネーター、こども支援員】 ⇒各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定</p>	
	第2期計画からの変更等の考え方	・令和4年児童福祉法改正によるこども家庭センターの創設を踏まえた国「手引き」(令和6年3月11日)に合わせ、「こども家庭センター型」の量の見込みを設定した。 また、「こども家庭センター型」の設定に伴い対象年齢を修正した。		
	指標(単位)	実施箇所数(か所)		
確保方策の考え方	<p>・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は拠点及びサテライトにおいて実施(サテライト設置翌年の開始を見込む)。</p> <p>・「保育・教育コンシェルジュ」は、引き続き区役所において実施。</p> <p>・「統括支援員」「母子保健コーディネーター」「こども支援員」は各区福祉保健センターに配置し、実施する。</p>			
第2期計画からの変更等の考え方	・こども家庭センター型の設定に伴い「統括支援員」「こども支援員」を確保方策に追加した。			

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	28	28	28	28	28
		確保方策	28	28	28	28	28
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	統括支援員	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	調整中	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	こども支援員	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記載

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「時間外保育事業」	
本市事業		延長保育事業(夕延長)	
事業内容		多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設において延長保育を実施します。民間保育施設に対しては、延長保育実施のための必要経費を助成します。	
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)	
	対象年齢	0歳～5歳	
	算出根拠	方法	国「手引き」の一部をアレンジ
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方</p> <p>「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した時間外保育(18時30分以降)利用意向の割合 <p>■「手引き」アレンジの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が逡減するものと仮定した。 →国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績(3,902人)からR11年度にかけて平均的に量の見込みが減少するよう、R7～10年度の量の見込みを算定した。
指標(単位)	利用者数(人/月)		
確保方策の考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育を希望する方全員が利用できるよう、量の見込みと同じ人数を設定した。 ・実施施設は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のいずれの施設でも柔軟に対応できるようにする。 ・今後新規に整備する施設・事業所については、原則として延長保育を実施することとし、既存の施設については、施設の状況に応じて対応する。 	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全市	量の見込み	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273
	確保方策	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)		
地域子ども・子育て支援事業		「放課後児童健全育成事業」		
	本市事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ		
	事業内容	<p>「放課後キッズクラブ」は、児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年令児間の遊びを通じた交流を促進するとともに、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供する事業です。</p> <p>「放課後児童クラブ」は、地域の理解と協力のもとに実施する放課後児童健全事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。</p>		
量の 見込み 算出の 考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C ■C' □D ■E ■E' □F)		
	対象年齢	6～11歳		
	算出根拠	方法	国「手引き」を一部アレンジ	
		概要	<p>■「国の手引き」(令和6年3月11日)に示されている考え方に基づいて、次のステップで「量の見込み」の算出を行いました。</p> <p>【ステップ1】R11年度の小学校1年生の「量の見込み」を算出する。 R11年度の放課後児童健全育成事業の小学校1年生の利用者は、次の「X」が潜在的な利用者となる。 ○X: R10年度における5歳児で保育事業を利用すると見込まれるケース(「X1+X2」) X1: 2号認定を受けると見込まれる者 X2: 1号認定を受けて幼稚園預かり保育事業を利用すると見込まれる者</p> <p>【ステップ2】R11年度の小学校2～6年生の「量の見込み」については、小学校1年生から学年が上がる際に登録児童数が変動する割合の実績を勘案する。 小学校2年生以上の量の見込みの算出にあたっては、学年進行に伴い、利用状況が変動する特性を反映してニーズ量を算出する。</p> <p>【ステップ3】計画期間中、子の小学校入学後に、親が働き始めるケースを加味する。 保育事業の利用希望のある家庭について、子が小学校入学後に保護者が就労を始めることを希望しているケースを、R11年度1～6年生の「量の見込み」に加える。この際、ステップ2と同様、学年進行に伴い、利用状況について変動する特性を反映して算出する。</p> <p>【ステップ4】親が16時までに帰宅する場合は放課後児童健全育成事業を利用しないと考えられるため、一定割合を減じる。 横浜市の場合は、全児童対策である放課後キッズクラブ(利用区分1)を16時まで実施しており、保護者が16時までに帰宅する場合は、放課後児童健全育成事業を利用しないと想定される。 そのため、保護者が16時以降に帰宅する児童が放課後児童健全育成事業を利用すると考えて、一定割合を減じて登録児童数を算出する。</p> <p>【ステップ5】放課後児童健全育成事業の定員は対象児童数を基に設定するため、登録児童数から対象児童数を算出する。 令和5年度の登録児童数と対象児童数の割合から対象児童数を求める。</p> <p>【補足】 登録児童数: 放課後児童健全育成事業を利用するために登録し在籍している児童の総人数 対象児童数: 児童の週の利用希望日数から算出した平均利用人数 (例 児童A: 週5日利用→1人、児童B: 週3日利用→0.6人、児童C: 週1日利用→0.2人 ⇒1.8人 ⇒対象児童数 2人)</p> <p>これにより量の見込みを算出する。</p> <p>■「国の手引き」のアレンジ 計画最終年度(R11年度)に向けて、人口減少に伴い減じていくものと仮定した。 ⇒「国の手引き」で示されている基本的な考え方に従ってR11年度の「量の見込み」を算出し、R11年度に向けて平均的に量が減少するものとして、途中年度の「量の見込み」を算定する。</p>	
	第2期計画からの 変更等の考え方	令和3年度の放課後キッズクラブ(利用区分1)の利用時間の変更を反映 登録児童数から実際の児童の利用日数を勘案した対象児童数に量の見込みの基準を変更		
指標(単位)	対象児童数(人)			
確保方策の考え方	<p>◆ 確保方策は、「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」の2事業で対応していく。 ◆ 利用する可能性のある児童がいつでも「放課後キッズクラブ」または「放課後児童クラブ」を利用できるよう、受入枠を確保していく。 ◆ 地域の実態や要望等に応じて、必要な取組を進めていく。 ◆ 量の見込みと確保方策の実績の乖離を考慮し、その乖離率(定員/対象児童数)を量の見込みに乗じて算出する。 ※ 確保方策の単位は定員数(人)</p> <p>(1) 放課後キッズクラブ より良い環境とするため、必要に応じて、兼用ルーム等の拡充などにより居場所を拡充していく。 (2) 放課後児童クラブ 引き続き、新設にあたっては、地域のニーズや運営主体の状況などの必要性や現実性を総合的に判断し、個別に対応していく。</p>			
第2期計画からの 変更等の考え方	実態に合わせ、量の見込みと確保方策の実績の乖離を考慮			

第3期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	量の見込み	1年生	10,576	10,159	9,742	9,326	8,905
		2年生	9,869	9,665	9,461	9,257	9,047
		3年生	7,552	7,442	7,332	7,221	7,100
		4年生	4,067	4,028	3,989	3,950	3,907
		5年生	1,953	1,954	1,954	1,955	1,939
		6年生	830	799	767	737	702
	計	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600	
確保方策	42,437	41,463	40,487	39,514	38,482		

※区別の量の見込み・確保方策は、

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「地域子育て支援拠点事業」	
本市事業		(ア) 地域子育て支援拠点 (イ) 親と子のつどいの広場 (ウ) 保育所等子育てひろば(常設)、幼稚園等はまっ子広場(常設) (エ) その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、保育所等子育てひろば(市立非常設)、幼稚園等はまっ子広場(非常設)、子育てサロン)	
事業内容		○地域子育て支援拠点事業: 「市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与すること」を目的に、各区の子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の収集・提供、子育て支援にかかわる方の人材育成・ネットワークの構築、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。 ○親と子のつどいの広場事業: 主にNPO法人などが、マンションや商店街の空き店舗等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。 ○保育所等子育てひろば: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、認定子ども園及び保育園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。 ○幼稚園等はまっ子広場: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。 地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。	
量の見込み算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型 (■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F)	
	対象年齢	0歳～2歳	
	算出根拠	方法	国「手引き」を一部アレンジ
		概要	■国「手引き」によるR11年度の量の見込み 量の見込み(人日又は人回)=家庭類型別児童数(人)×利用意向 ※利用意向=利用意向率×利用意向日数 ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 ・集計したニーズ量が利用実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、直近の利用実績の乖離状況を元に補正を行った。
	第2期計画からの変更等の考え方	変更なし	
指標(単位)	延べ利用者数(人/月)		
確保方策の考え方		・地域子育て支援拠点の開所日数の増で確保を図る。 ・常設の親子の居場所について、子どもを連れて歩いて行ける距離(おおむね徒歩15～20分圏内)を目安として整備をする。また、幼稚園、保育所等の既存園の活用については、この考え方に留まらず、実施施設を拡充する。 ・出張ひろばなど地域子育て支援拠点による支援のアウトリーチなど、様々な手法を用いた事業展開を図る。 ・多様なニーズに対応するため、研修の体系化を図り、質の維持向上に取り組む。 ・増加する利用者への対応、及び支援の担い手同士の連携による支援の充実のための体制強化を図る。	
第2期計画からの変更等の考え方		変更なし	

第2期計画		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
全市	量の見込み	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
	確保方策	計	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878
		ア	25,964	27,128	28,292	29,456	30,620
		イ	10,361	10,973	11,455	11,937	12,419
		ウ	4,724	5,204	5,384	5,566	5,730
		エ	20,724	22,244	24,194	26,142	28,109

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記載

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み及び確保方策(案)の算出の考え方

		第3期計画(R7～11年度)
地域子ども・子育て支援事業		「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」
本市事業		(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ク) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 乳幼児一時預かり事業、 (オ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(カ) 横浜子育てサポートシステム、 (キ) 24時間型緊急一時保育、(ク) 休日一時保育
事業内容		○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。 ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのために子どもをお預かりします。 ○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育ができない場合や保護者のリフレッシュなど、理由を問わず、子どもをお預かりします。生後57日から小学校入学前までの子どもを対象としています。 ○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したこのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住する子どもを対象です。 ○横浜子育てサポートシステム事業 「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までの子どもを対象としています。 ○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急に子どもを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。 ○休日の一時保育 日曜日や祝日に、仕事や病気、冠婚葬祭、保護者の育児疲れなどの理由でお子さまを預けたい時に利用できます。対象者は小学校就学前の子どもで、認可保育所等に在籍しているお子さまも対象となります。
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「算出根拠の概要」参照)
対象年齢		(下記「算出根拠の概要」参照)
算出根拠	方法	国「手引き」を一部アレンジ
	概要	<p>■国「手引き」によるR11年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) - ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ハビニッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した「利用意向率(割合)」×「利用意向日数(日)」</p> <p>■「手引き」アレンジの内容</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ア、「幼稚園1号」について、[対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、Fを月48時間未満で分類 イ、「幼稚園2号」について、潜在タイプA、B、C、Eを月48時間以上で分類 ウ、計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定 ⇒国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績からR11年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定。</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 ア、本市のニーズ調査における不定期利用に関する設問では「ハビニッター」及び「その他」に該当する回答項目を設けていないため、国手引きにおける「ハビニッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年)は含まれない。 イ、保育所等を利用している家庭においては、一時預かりの利用ではなく、在籍している保育所等を利用することから、利用意向から除く補正を行う(休日や夜間のニーズは利用意向に含む)。 ウ、計画最終年度(R11年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定。 ⇒国「手引き」によりR11年度の量の見込みを算出して、R5年度実績からR11年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定。 エ、横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みを追加。</p>
量の見込み算出の考え方		

量の見込み算出の考え方	第2期計画からの変更等の考え方	<p>【(ア)(イ)幼稚園の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園1号及び幼稚園2号の分けについて、第2期計画では国の手引き通り、月64時間を基準に分類していたが、1号認定児童の場合でも月48時間以上の就労等の条件を満たす場合、幼稚園2号預かり(横浜市私立幼稚園等預かり保育事業)を利用することができるため、第3期計画においては、月48時間を基準に幼稚園1号及び幼稚園2号を分類する。 ・第2期計画においては、幼稚園1号の集計値に市型預かり1号分数値を上乗せする補正を行っているが、第3期計画においては補正を行わない。 <p>【(ウ)～(ク)その他の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市のニーズ調査の設問項目に合わせた算出方法(計算式)に修正。 ・第2期計画においては、保育所等の利用要件を満たす家庭類型の利用意向を除く補正を行ったが、第3期計画においては保育所等を利用している家庭類型の利用意向を除く補正を行った。
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)
確保方策の考え方	確保方策の考え方	<p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R11年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。 ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。 <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R11年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。 ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。 <p><(ウ)～(ク)その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みへの対応については、R5年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。 <p>(ウ) 保育所(一時保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規実施施設の増や既存の利用可能枠の有効活用を図ることで受入枠の拡大に取り組む。 ・待機児童対策として新設園が増えることにより、実施施設数の拡大を図るとともに、開所後、各施設の通常保育が安定していくタイミング等で、一時保育に活用できる枠の増加に取り組む。 <p>(エ) 乳幼児一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児一時預かり施設の未整備区を中心に、新規の施設選定を行っていくことで必要量を確保していく。 ・運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。 <p>(オ) 親と子のつどいの広場での一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、新規実施を図る。 <p>(カ) 子育てサポートシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。 <p>(キ) 24時間型緊急一時保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入体制の充実を図ることで安定的な運営及び枠の確保に向けた取組を行う。 <p>(ク) 休日一時保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入体制の充実を図ることで安定的な運営及び枠の確保に向けた取組を行う。
	第2期計画からの変更等の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜保育室(一時保育)の項目を(ウ)保育所(一時保育)に統合。 ・24時間型緊急一時保育及び休日一時保育は、新規施設整備ではなく、受入体制の充実により安定的な枠の確保に取組む。

第3期計画			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		
全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
		確保方策		184,862	191,917	198,972	206,027	213,082	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
		確保方策		1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713	
	その他	量の見込み			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
		計			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262
		確保方策	ウ		114,710	123,045	133,960	144,856	156,714
			エ		118,309	131,751	139,820	147,890	155,952
			オ		7,644	7,974	8,309	8,641	8,973
			カ		75,585	76,759	80,719	84,702	87,730
キ			1,426	1,440	1,455	1,469	1,484		
ク		393	397	401	405	409			

※区別の量の見込み・確保方策は、計画素案の第5章に記載

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
1	保育・教育部会	基本施策3	指標について、幼児教育を測定することは難しいが、数字で見える化していく必要はある。保護者に聞く、園に聞く場合には園長などの管理者のほかに、保育者に直接問いかける、それぞれが分からないように回答するなど、手法を検討してほしい。	皆様からのご意見を踏まえ、アウトカムはこどもの状態で表し、指標は保育・教育施設を行う保育実践アンケートの結果で示していきます。調査手法に関していただいたご意見については、今後参考としていきます。	81ページ
2	保育・教育部会	基本施策3	指標について、数値化することで、100%を目指すという価値観を行政が押し付けると、現場が苦しいのではないかと懸念がある。こどもが間違ったり失敗しても大丈夫、というところで保育・教育を進めていくのに、100%達成するよう追い立てると、違った方向に行ってしまう心配があるため、丁寧に設定してほしい。	今年度試行実施するアンケート結果を現状値とし、目標値についてもその結果を踏まえ設定することとします。素案では「原案に反映」する旨を記載しました。	81ページ
3	保育・教育部会	基本施策3	指標について、こども基本法の理念を踏まえ、未就学児であっても、こども自身に意見をきくことができるのではないかと。3歳のこどもたちでも、椅子を丸く配置して発表しあう取組（サークルタイム）をしたことがある。	ご意見を踏まえ、保育・教育施設に対して行うアンケートとは別に、こどもの意見を聴く取組を試行的に実施してみるなどして、研究を進めていきます。	-
4	保育・教育部会	基本施策3	こどもの意見を聴くという部分において、こどもの声を聞くという大人の姿勢は書かれているので、こどもが意見を持って、伝えられるような力の育ちという部分も含めてもらえると、両方がそろうのではないかと。	基本施策9「現状・課題」（3）こども・若者の意見表明の機会の確保と施策反映の必要性の中で、「すべてのこども・若者が、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できることを目指すことや「施策の目標・方向性」や「主な事業・取組」において、こどもの意見表明の機会を適切に確保する前提として、子どもの視点に立ったわかりやすい情報提供に努めることを記載しました。	150ページ 151ページ
5	保育・教育部会	重点テーマ1	ウェルビーイングはそれ自体、現状維持という意味合いもあるが、「向上」というワードが続くことで、理解しづらくなっている。わかりやすく言葉を選んで説明し、何をしたらこどもたちに同じ幸せの価値を見出すことができるのか示していくべき。多様性のある保育は横浜市の宝である。多様性を維持しながら個別支援がさらに充実したものとなるよう、すべての施設の人に説明できるようなものになると良い。	ウェルビーイングはそれ自体、現状維持という意味合いもあるため、「向上」というワードが続くことで理解が難しくなるとのご指摘を踏まえ、重点テーマ1を「すべてのこどものウェルビーイングを支える」としました。	36ページ

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
6	保育・教育部会	重点テーマ1	「外国籍」のこどもも対象であることがわかるようにしてほしい。	重点テーマ1を「すべてのこどものウェルビーイングを支える」と修正し、障害のあるこどもや外国につながるこどもなどもすべてのこどもが対象であるテーマであること明確にしました。 また、施策3「現状と課題」において、「障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、外国につながるこどもなど、こどもの育ちと学びの連続性を大切にしながら、（中略）、連続性・一貫性を持って支援を継続していくことが求められています。」と記載しました。	36ページ 75ページ
7	保育・教育部会	重点テーマ1	子育ての支援ばかりにならずに、こどもの視点を強くして、こどもが本当に考えていることを把握し、それをもとに話し合える場が必要。	本計画推進のための基本的な視点では、1つ目に「こどもの視点に立った支援」を第1期計画から継続的に掲げています。また、第3期計画の重点テーマとして「すべてのこどものウェルビーイングを支える」とし、年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組みづくりに取り組むこととしています。ご意見を踏まえて、今後の事業を推進していきます。	29ページ 36ページ
8	保育・教育部会	全体	子育て支援は、こどもを中心に考えるべきで、こどもが何を必要としているのかキャッチしたうえで、保護者の時間や気持ちのゆとりがこどもに向かうよう、保護者へのサポートもあわせて入れてほしい。	本計画推進のための基本的な視点の1つとして、「子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援」を掲げています。その中で、「保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組む」と記載し、そのゆとりがこどもに向き合う時間の充実につながるよう明記しました。ご意見を踏まえて、今後の事業を推進していきます。	29ページ
9	保育・教育部会	全体	病児保育、延長保育の想定事業量は、数字がただだとわかりにくい。また、「推進」というワードだけ書かれているものもあり整理が必要ではないか。	保育・教育部会の所掌する事業のうち、子ども・子育て支援法に基づき「確保方策」を定める事業については、その数値を引用し、想定事業量を定めています。 なお、「こども誰でも通園制度の実施」については、試行的事業の実施段階であることを踏まえ、本計画には、想定事業量ではなく、令和6年度の状況について記載しました。	87ページ
10	保育・教育部会	基本施策3	「コンサルタント」の言葉の意味するところがあいまいに感じる。それによって目指すところが異なるのではないか。	ご意見を踏まえ、施策の目標・方向性において、「保育士の採用や定着に課題を抱える園に助言などのフォローを行うコンサルタントを派遣することにより」と、下線部（「助言などのフォローを行う」）の文言を追記し、コンサルタントの役割を明確化しました。	80ページ

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
11	保育・教育部会	全体	子育ての不安感・負担感とあるが、子育て自体が負担になるのか、と見えてしまう。子育ての不安は持って当たり前だと思う。不安が大きい人に対してケアするというのではないか。	ご意見を踏まえ、第2章2(4)の見出しを「子育ての不安感・負担感」ではなく、「子育て家庭が抱える不安感・負担感」としました。	13ページ
12	保育・教育部会	基本施策3	「保育の質の見える化、数量化等について研究」とあるが、見える化された分かりやすい保育が、質の良い保育なのかは疑問。慎重に書き表してほしい。 こどもに言葉で伝えてもらうのではなく、こどもの情緒をみるという部分をいれてもらえると、保育についてカバーできるのではないか。	ご意見を踏まえ、「保育の質の見える化等」の部分を丁寧に書き表し、修正しました。	75ページ
13	保育・教育部会	全体	本当はフルで働きたいけどパートになってしまっている人もいるのか？その辺の分析も必要ではないか。	ニーズ調査では将来の就労意向の把握にあたり、フルタイムで働きたいと考えているが、家事・育児などが理由でパートタイム就労になっているという意向は把握していませんが、ご意見を今後の事業推進の参考とさせていただきます。	-
14	保育・教育部会	全体	ジェンダーの取組についてはどうか。	基本施策9「現状・課題」において、「ジェンダーに関わる無意識の思い込みにとられることなく、こども一人ひとりの個性や思いを尊重しながら、こどもの育ちを見守る環境づくりが必要」と記載しました。	150ページ
15	保育・教育部会	基本施策3	保育人材の確保に向けたPRでは、小学生も対象に入れたらどうか。	ご意見を踏まえ、「主な取組・事業」において、「将来の保育人材の確保を目指して、小学生、中学生、高校生や養成校の学生を対象に」と、「小学生」を追記しました。	85ページ
16	保育・教育部会	重点テーマ1 基本施策3	こどものウェルビーイングについて、「社会全体で」取り組むため、「地域を巻き込んで」など、具体の文言が入ると良いのではないか。 地域社会での子育てのためには、子育て家庭が実際に触れ合える身近な存在が大事である。ネットワークの図が、行政から働きかけやすい場所になってしまっていると思うので、もっと身近な存在もあってしかるべきではないか。	基本施策2「地域における子育て支援の充実」の施策の目標・方向性で、「様々な施設・機関・地縁組織、人が持つ多様な強みを活かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組む」旨を記載しました。また、ご意見を踏まえて、自治会・町内会や医療機関など、多様な主体との連携について図の中に記載しました。	69ページ 40ページ

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
17	子育て部会	基本施策 5	「障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進」とあるが、施設入所にいたった背景も様々。障害児入所施設の職員からは、虐待を受けて入所した子どもたちも含め、様々な児童の方がいて大変であるということはよく聞くので、施策を推進するときに職員の声をぜひ聞いてあげてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、事業・取組を進めてまいります。	
18	子育て部会	第2章 基本施策 5	発達障害や傾向があると言われる子どもが多いというデータはそのとおりだと思う。「傾向」というだけではサービスが使えず、保護者も悩んでしまうということをよく聞く。周囲からも理解が得られず、友人もできにくくなってしまふ。ぜひ、疾病や障害の有無にかかわらず、インクルーシブな育ちの強化に力をいれてほしい。障害の有無にかかわらずという表現が増えているのはありがたいと思っている。	いただいたご意見を踏まえ、事業・取組を進めてまいります。	-
19	子育て部会	重点テーマ 1	重点テーマ1 こどものウェルビーイングの向上とあるが、「すべての」こどもと入れてほしい。当たり前のことだが、障害児も入っている。当たり前になっていないところから漏れてしまうのではないかと不安がある。	いただいたご意見を踏まえ、目指すべき姿を「すべてのこどものウェルビーイングを社会全体で支え～」とし、また、重点テーマ1を「すべてのこどものウェルビーイングを支える」としました。	28ページ 36ページ
20	子育て部会	基本施策 2	「地域の親子の居場所を利用する期間の短期化への対応」とあるが、障害児も同じ問題がある。障害とわかる前に就労にもどった際、保育園・幼稚園でつらくなってしまふということがある。さらに「仲間づくりの場の期待が大きい」とあるが、障害児保護者も孤立感を感じやすい。(4) 地域ぐるみで子育てを支える環境は、障害のある子も同じ思い。拠点だけの問題ではないと感じている。	地域子育て支援拠点では、障害や特性のある子どもがいる場合、その方々が集まれるイベント、スタッフ研修、関係機関につなげる取組を行っています。ご意見を踏まえて、地域子育て支援拠点だけでなく、他の親子の居場所など様々な地域の施設でも取り組んでまいります。	-
21	子育て部会	基本施策 2	拠点サテライトや出張広場、地区センタープレイルームなど、就労している保護者が安心して子育てできる環境が整ってきていると感じる。休日ニーズが高いと思われるがどのように整えていくのか。	親子の居場所については、地域子育て支援拠点の日曜開館の検討や親と子のつどいの広場での加算メニューを活用した休日開所など、土日の利用ニーズにこたえるための取組を実施してまいります。	-
22	子育て部会	重点テーマ 1	一般の人が見るとウェルビーイングという言葉自体がわかりにくい。わかりにくい言葉に注釈をつけるなどした方がよい。	ウェルビーイングに注釈をいれました。また、原案作成時には、わかりにくい言葉には注釈をつけることとします。	15ページ

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
23	子育て部会	全体	各基本施策に、「現状と課題」「施策の目標・方向性」とあるが、どこがメインになるのか。「現状と課題」は図表が入るとわかりやすくなると思うが、「目標・方向性」は文章を読まないといけない。	原案作成時には、各基本施策の冒頭に、その施策のサマリーとなる文章を掲載するよう検討します。	-
24	子育て部会	基本施策 1	妊婦歯科健診の受診率の話と、こどもの虫歯の話が混在していてわかりにくい。例えば項目別に分けるなど工夫できないか。また、妊娠・出産に関する流れ、母子の歯科の話のあとに、児童虐待の話題が続くのが違和感がある。	ご意見を踏まえ、歯科の内容について妊婦歯科健診とこどもの虫歯の話の項目を分けて「現状・課題」の本文に記載しました。 また、児童虐待予防の内容の記載場所を変更しました。	53ページ 54ページ
25	子育て部会	基本施策 1	低年齢から健康に関する正しい知識を伝えるとあるが、低年齢とは何歳くらいからどういうことを想定しているのか。	プライベートゾーンなど、自分自身を大切にすることを家庭の中でも低年齢のうちから伝えていくことが大切と考えています。 ご意見を踏まえ、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
26	子育て部会	基本施策 1	災害対策事業については、避難所避難が前提か。在宅避難も想定する場合はその支援も考えるのか。	「妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業」においては、普段からの災害への備えや、在宅避難も含めた適切な避難行動など、妊産婦・乳幼児の総合的な災害への対応についての広報・啓発を実施していきます。また避難が必要になった場合に、妊産婦・乳幼児が安心して過ごせるよう避難環境の整備にも取り組んでまいります。	-
27	子育て部会	基本施策 2	地域ぐるみで子どもを見守るというところは、当事者の視点だけではなく、見守る側の視点も必要ではないか。	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）の中では、ビジョンの実現に向けた社会全体の全ての人の役割が整理されています。こどもとおとなが交流する機会の創出、こどもの育ちに関する適切で分かりやすい情報の発信等を通じて、地域ぐるみで子どもを見守ることを推進していきます。	-
28	子育て部会	基本施策 2	プレイルームは利用率が少ない印象。場所は近いけど有償のところに行く人が多い。そもそも場所を知らないということもあると思う。ぜひ周知をうまくしてほしい。リニューアルについては、有料でやっているところを見習ったり提携して工夫してほしい。夏休みは、小学生向けにジュニアボランティアをやっているところもある。参考にしてほしい。	いただいたご意見を参考とさせていただき、事業・取組を進めてまいります。	-

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
29	子育て部会	基本施策 2	グレーゾーンの子どもは、すぐ解決できるわけではなく、相談に行くハードルも高いため悩む方が多い。気軽に悩み相談ができる場所がもう少しあってもよいと思う。取組が素案にもたくさん出てきているので広がるといい。	いただいたご意見を踏まえ、事業・取組を進めてまいります。	
30	子育て部会	基本施策 5	障害児への支援については「18歳の壁」が課題。何もかも切れてしまう。ここに焦点をあててもらってありがたい。	いただいたご意見を踏まえ、事業・取組を進めてまいります。	
31	子育て部会	基本施策 5	「早い段階から成人期を見据えて、入所児童の意向等を確認しながら障害児入所施設から成人期の生活へ」とあるが、「地域の中で」というところを入れてほしい。	ご意見を踏まえ、「地域での」という文言を「施策の目標・方向性」の本文に追記しました。※前後の文脈の関係上、「地域の中で」ではなく「地域での」としてまいります。	107ページ
32	子育て部会	基本施策 5	障害のあるこどもの意見を聴くのは本当に難しいこと。重度知的障害や重症心身障害児への支援は、保護者よりの計画になりがち。本人の意思決定支援をお願いしたい。	いただいたご意見を踏まえ、事業・取組を進めてまいります。	
33	子育て部会	基本施策 1	妊娠中の方、産後の方にニーズ調査をしたが、休息したい、同じような立場の人と話したいといった声があった。産後直後はなかなか外出ができず、拠点まで出られないこともある。地域子育て支援拠点でできることと、産後ケア施設でできることは少し違う。出産後1か月、2か月の時期が支援の隙間になっていると感じる。そこに関しての支援という点を書き加えていただきたい。	産後母子ケア事業については、国でもガイドラインの整備等を図っており、国の動向も踏まえて引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
34	子育て部会	基本施策 1	産後母子ケアの事業、数は圧倒的に足りない。横浜市の規模からすると十分ではないと思う。重篤な状態だけへの支援ではなく、かなり産前産後は支援が必要な状態にあると思う。充実を検討してもらいたい。	産後母子ケア事業については、国でもガイドラインの整備等を図っており、国の動向も踏まえて引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-
35	子育て部会	基本施策 7	こどもの意見を聴く取組の推進だが、子どもに対するアンケートの実施について、できれば子どもを取り巻く関係者や親が介入しないような意見の抽出をお願いしたい。こどもが自由に発言できるようにしてほしい。	ご意見を踏まえ、ひとり親家庭のこどもの意見を聴く取組について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。	-

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
36	子育て部会	基本施策 8	「里親等委託の推進」では、想定事業量として里親制度の説明会の参加人があるが、なるべく家庭の中で安心して過ごせるように、ということが趣旨だと思う。増やすという方向だけだと、辞めていく人もできてしまう。マッチングがうまくいかず施設に入るといった実態もある。委託される期間が長く保障されているという指標が加わらないと新規開拓だけに向かってしまうのではないかと。評価する方法をなんらか考えてほしい。	「委託されている期間が長く保障されているという指標」が必要ではないかとのご指摘につきましては、長期間の里親委託ばかりではなく、短期での養育をお願いしている里親もいるので、一律に指標を立てるのは難しいと考えています。 なお、現在議論を進めている横浜市社会的養育推進計画では、評価の指標として「里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間」の指標もあるため、里親委託後の支援の充実度の一つの目安になると考えています。	-
37	子育て部会	全体	横文字がわからない人が結構いるのではないかと。注釈をいれてほしい。「アウトリーチ」「アドボケイト」「インクルーシブ」「コンソーシアム」等。	原案作成時には、わかりにくい言葉には注釈をつけることとします。	-
38	子育て部会	基本施策 8	アウトカムでこども家庭センターの3万件の根拠を教えてください。単年度なのか累計なのか。	合同ケース会議での協議件数（妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数）は単年度の目標値です。 令和6年4月から設置した先行3区（鶴見区、港南区、泉区）の実績値から、18区にこども家庭センターを設置した時を想定して、目標値を算出しました。	144ページ
39	子育て部会	基本施策 8	養育支援家庭訪問だが、算定根拠を教えてください。対応しきれぬのか。	算定根拠は資料の通りです。令和11年度に向けて養育支援家庭訪問員の数を増やしていくことで対応していく想定です。	
40	子育て部会	基本施策 9	男性の育児参画について、育休取得率だけで判断すると、とにかく育休だけ取ればいいということになってしまう。長期で取得している割合の経年変化を把握し、必要な取組を展開していくべきではないか。なぜ取れないのかというところを考えると、個々の意識を高めることと、企業の理解が必要。環境が整備されているかどうか、企業がしっかり取らせる方向に持っていくようにする必要がある。	男性の育児休業の取得期間は「男女共同参画に関する事業所調査」で把握しているため、本計画の推進においても経年による変化を確認していきます。 また、父親の家事・育児への関わり方への支援とあわせて、「よこはまグッドバランス企業認定」等を通じた市内企業への働きやすい職場づくりへの支援など、本市全体で取組を推進していきます。	-
41	子育て部会	全体 基本施策 9	全体的に子育て支援の事業が進んできているが、成長とともに保護者の手を離れることが前提になっていないか。労働・福祉両面からの支援がないと、障害児の家庭は漏れてしまう。特別支援学校の卒業生数と、低学年の支援学級・支援学校在籍者数を比較すると、倍以上になっており爆発的に増えている。今から考えていくべきことで、ぜひ進めていってほしい。	障害児の家庭も含め「すべての子育て家庭」を支援していく必要があると認識し、第3期計画では、基本施策9「現状・課題」において「すべての子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を職場が応援するとともに、子育て家庭の多様な現状や悩みを理解し、支援する地域社会を作っていく必要があります」と記載しています。 関係局とも情報共有し、本市全体で取組を推進していきます。	-

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
42	子育て部会	全体	<p>子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合が15%程度だが、こどもを社会で育てるという気運にならないと育てやすい社会とは思えないと思う。保護者が仕事でいっぱい、体力的にも限界という家庭もある。家庭だけでこどもを育てるのが厳しいということだと思う。社会で何ができるかを考える必要がある。</p> <p>食事を作る負担が家事の中でもかなりを占めることや、ひとり親家庭のこどもで食事が十分摂れていないこどもが一定数いることを考えると、まずは、社会全体としてみんなでごはんを食べられるようにするというのは考えてもいいのではないかと。行政の方で答えを出すというより、市民を巻き込みながら、課題を共有していく視点も大事で、みんな考えていくべきではないかと。</p>	<p>ひとり親家庭の食支援については、ご意見を踏まえ、フードサポートなどの取組支援について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、第6章「計画の推進体制等について」の項目において、「計画の推進にあたっては、子育て当事者と意見交換を行うことができるような機会を取り入れていきます」「これからも『自助・共助・公助』の考え方を大切に、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます」との文言を記載しました。</p>	198ページ
43	子育て部会	基本施策7	<p>シングルマザーの収入が少ないというところでは、そもそもの課題が大きいと思う。手厚く支援できるとよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ひとり親家庭の就労支援について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。</p>	-
44	放課後部会	全体	<p>計画のタイトルをぜひ強調してほしい。重点テーマIIの7つの方向性は、「時間的負担感」「経済的負担感」「精神的負担感」がキーワードとなっている。強調してほしい。</p>	<p>重点テーマIIの方向性において、「時間的負担感の軽減」「経済的負担感の軽減」「精神的負担感の軽減」を位置づけ、取組を進めていきます。</p>	-
45	放課後部会	基本施策4	<p>外国籍の子の放課後事業利用はどれくらいいるのか。言葉が通じない場合、学校の授業中はボランティアが付くが、放課後事業ではつかない。また、どのような課題があるのか、データがあるといい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「外国につながる子ども」について「現状・課題」、「施策の目標・方向性」の本文に追記しました。</p>	93ページ 95ページ
46	放課後部会	基本施策4	<p>アウトカム指標として、クラブの満足度を86%を95%にするということだが、子どもが楽しいと言えば保護者も安心して行かせられるが、残りの数パーセントがなぜ楽しくないのかということにも、目を向けてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、子どもの意見や視点を大切にしながら、取組を推進してまいります。</p>	-
47	放課後部会	基本施策4	<p>朝の居場所づくり事業については、こどもの安全を第一に考えて、連絡体制など工夫して取り組んでほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、朝の居場所づくり事業について、引き続きより効果の高い事業内容となるよう検討してまいります。</p>	-

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
48	放課後部会	基本施策4	KPIが現実的などころになってよいが、昼食提供の想定事業量では、昼食利用率70%とあるが、子どもが利用すればするほどいいと考えるべきなのか。提供できる箇所数が増えるのはいいが、利用率が増えることが目標にして良いのか。改めて整理してほしい。	ご意見を踏まえ、昼食提供の目的を整理し、「主な事業・取組」の本文に追記しました。	99ページ
49	放課後部会	基本施策4	「こども・青少年の体験活動の推進」については、体験活動の想定事業量が実施回数となっている。地域との連携による事業は入っていないのか。具体的なところで、地域の活動に対する支援も充実させてほしい。	ご意見につきましては、こども・若者育成・支援施策を推進するうえで、今後の参考にさせていただきます。	-
50	放課後部会	基本施策4	夏の暑さが増している中で、キッズの区分1利用のこどもは熱中症アラートが出る利用ができなくなる。家庭で過ごすことになるが、本当にそれだけでいいのか。夏の間であっても「建物の中で遊べる場所」などぜひ具体的に考えてほしい。	ご意見を踏まえ、放課後キッズクラブの区分1については、今後、アラート発表時の取り扱いなども含め、あり方について検討していきます。 夏の間であっても「建物の中で遊べる場所」については「第4章5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性」の「基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進」に盛り込まれており、ご意見も踏まえながら計画を推進してまいります。	-
51	青少年部会	重点テーマII	7つの方向性の『(2)子どもの「預けやすさが実感」できている』という表現に違和感を感じる。公的サポートとだけでなく近隣でのサポートも含めて、子どもを社会で育て合う手段としての「預かり」を目指すこと、を伝えるべきではないか。	「預けやすさの実感」については、横浜子育てサポートシステムなど、地域ぐるみの子育て支援も当然含むものと考えており、いただいたご指摘については「基本施策2「地域における子育て支援の充実」に盛り込みます。ご意見を今後の事業推進の参考とさせていただきます。	67ページ
52	青少年部会	基本施策4	少子化が続くと子ども自身が異年齢の子どもや赤ちゃんなどと接する機会が自然にはできない環境になってしまう。そのため異年齢のこどもとの関りをあえてつくるのが求められる。親になる可能性が高い中高生に対しても、性教育も含め乳幼児期との子どもやその親との触れ合い機会やボラ体験を充実する等、切れ目ない支援として青年期までのこども・若者を巻き込む施策を盛り込むべきではないか。	基本施策4「目標・方向性」において「将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢からわかりやすく妊娠、出産も含めた健康に関するただしい知識を伝える取組を充実させます」との文言を記載しています。事業としては「思春期保健指導事業」「地域等と連携した子どもの心身の健やかな成長支援」を盛り込み、取組を進めていきます。基礎的調査については現在実施しているものはございませんが、ご意見を今後の事業推進の参考とさせていただきます。	97ページ 103ページ

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
53	青少年部会	第2章	小中高生の暴力発生率の問題も取り上げてほしい。小学生、とりわけ小学校4年生～中学1年の思春期前期の年齢層の発生率はこどもの成育から見て看過できない状況を暗示している。外遊びのメイン舞台となる公園は、高学年の子どもたちにとってほとんど「ボール遊びができない」「身体を動かすダイナミックな遊びができない」といった状況にあるため、相当ストレスがたまっている成育環境にあることが推察される。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を引用して、「横浜市の不登校児童生徒数」を記載していますが、同調査より、暴力行為の発生件数についても記載しました。	18ページ
54	青少年部会	重点テーマⅠ	こどものウェルビーイングの向上、とりわけこどもの居場所の評価指標のひとつのアイデアとして、「楽しいと感じる（時間が増えた）」「のびのびと過ごせる（時間・回数が増えた）」「居心地がいい（と感じることが増えた）」といった、ウェルビーイングの定義にある持続的な幸福な状態を測る指標を設定してはどうか。	青少年の地域活動拠点等において、ご意見の趣旨も踏まえながら、こどものウェルビーイングの向上につながる取組を推進してまいります。	-
55	青少年部会	重点テーマⅡ	当該項目の最初のパラグラフに横浜市立大学の調査で「妻の家事時間が長くなるにつれて、ウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています」とあるが、今回の計画のウェルビーイングを測る指標として応用してはどうか。	重点テーマⅡ「子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す」の指標については、「子育て家庭がゆとりを実感している割合」とし、今後、本市として現状値を把握し、目標値を設定したうえで原案に反映していく予定です。	50ページ
56	青少年部会	基本施策4	「こども・若者を取り巻く環境は、地域のつながりの希薄化、少子化の進展」とあるが、そこに「外遊び環境の変化」を入れてはどうか。また、5番目のパラグラフの1行目、「不登校の増加」のあとに「小学生の暴力の増加」あるいは「暴力発生者の低年齢化」を入れてはどうか。 「○子どもたちの放課後のウェルビーイングの向上を図るため、安心して外遊びができる環境を整え、思い切り子ども自身の自発的でのびのびとした遊びが発揮できる環境の整備と充実が課題となっています。」といった内容を加筆してはどうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記載内容を修正しました。	89ページ 90ページ

	部会	関連部分	部会でのご意見	対応状況	修正頁
57	青少年部会	基本施策4	「子ども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる」について。ウェルビーイングは「成長」「進歩」「発達」といった右肩上がりの上昇的な人間形成だけではなく、身体的・精神的・社会的に生きていることの喜びや楽しさ、幸福といった人間形成の側面に光を当てるもの。「子ども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長や日常の楽しさや幸せ、充実を感じることができる」といった表現はどうか。また、「指標」の一番上の欄の内容に加えて、「楽しいと感じる機会が増えた」「楽しいと感じる時間が増えた」「安心して過ごせる時間が増えた」「自分の思いや考えを無理なく出せるようになった」なども検討してはどうか。	青少年の地域活動拠点等において、ご意見の趣旨も踏まえながら、子どものウェルビーイングの向上につながる取組を推進してまいります。	-
58	青少年部会	全体	子どもの環境はどんどん変化している。若者が変わってきているという意見もある。有識者が入った形で、子どもの置かれている状況の変化を、テーマをもって調査・研究するとよいのではないか。	いただいたご意見を参考とさせていただきます、計画を推進してまいります。	-
59	青少年部会	基本施策4	子どものウェルビーイングと居場所の数は相関していると言われる。居場所をいくつもっているかをアウトカム指標に入れるといいのではないか。	子どものウェルビーイングと居場所の数の相関関係については、「第4章5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性」の「基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・若者の育成施策の推進」に盛り込まれており、ご意見も踏まえながら計画を推進してまいります。	-
60	青少年部会	基本施策4	放課後は、学校の校庭であまり遊べないのではないか。先生の負担を増やさない形で、大人の見守りがある中で、放課後も校庭で遊べるといい。	ご意見を踏まえ、関係局とも連携しながら取組を推進してまいります。	-

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブで 夏休みの昼食提供が始まります

横浜市では、子育てに「実感できるゆとり」を生み出し、親子の日常的な笑顔をつくる施策パッケージ「おやこ More Smile Package」の取組として、全ての放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの長期休業期間中における昼食提供を、令和6年の夏休みにモデル実施することで、夏休み期間中の保護者の負担軽減につなげていきます。

1 実施期間

小学校の夏休み期間^(※)

※土、日、祝日を除く（その他、お盆休みの期間等、昼食提供事業者によって実施しない日がある場合があります）

2 利用できる児童

放課後キッズクラブ^(※)・放課後児童クラブを利用している児童（希望する方のみ）

※すくすく（区分2 A・B）登録の児童が利用可

3 料金

400円（税込）/食



お弁当のイメージ

4 昼食提供事業者

区	昼食提供事業者
青葉区	株式会社 山路フードシステム
旭区・泉区・磯子区・港南区・ 栄区・戸塚区・南区	ハーベスト 株式会社
神奈川区・金沢区・都筑区・鶴見区・ 中区・保土ヶ谷区	株式会社 美幸軒
港北区	株式会社 東華軒
瀬谷区・西区・緑区	株式会社 安田物産

裏面あり

5 利用方法等

各昼食提供事業者が用意する web サイト^(※) から直接利用登録・注文・支払い
※6月下旬～7月上旬に、クラブを通して利用希望者に案内を配布予定

6 コールセンター、市HPの開設等

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの昼食提供に関するご案内のための
コールセンター及びHPを、以下のとおり開設します。

▼昼食提供に関するホームページ

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkago-lunch.html>

【二次元バーコード】



▼コールセンター

コールセンターの概要	
名称	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの昼食提供コールセンター
開設期間	令和6年6月上旬～8月26日
受付日時	平日（月～金曜）9時～17時
受付内容	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの昼食提供に関するお問合せ
電話番号	050-5538-1727 （通話料が別途かかります）

【参考 横浜市の放課後児童健全育成事業の概要】

	放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ
内容	学校施設を活用した全ての子どもたちを対象にした「遊びの場」と留守家庭児童を対象とした「生活の場」の役割を兼ね備えた事業	留守家庭児童対象の「生活の場」として、地域の実情に応じて民間施設等を活用した事業
クラブ数	337クラブ（R6.4月時点）	229クラブ（R6.4月時点）
登録児童数	63,281人（R5.4月時点）	8,498人（R5.4月時点）
利用料	わくわく【区分1】：無料 すくすく【区分2A】：2,000円/月 すくすく【区分2B】：5,000円/月	平均利用料 17,100円/月 （R5.4月時点） ※利用料はクラブにおいて設定
運営主体	NPO法人、株式会社、社会福祉法人等	運営委員会又は法人

お問合せ先	
こども青少年局放課後児童育成課長	河原 大 Tel 045-671-4151

「小1の壁」打破
に取り組みます！

小学生の朝の居場所づくり モデル事業を開始します

横浜市では、子育てに「実感できるゆとり」を生み出し、親子の日常的な笑顔をつくる施策パッケージ「おやこ More Smile Package」の取組の一環として、保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもたちが小学校の始業前の朝の時間に安心して過ごせる環境を整えることを目的にした「小学生の朝の居場所づくりモデル事業」を実施します。

本モデル事業は、「子育てしたいまち推進モデル地区」（裏面参照）の青葉区美しが丘公園周辺エリアにある、美しが丘小学校及び美しが丘東小学校の2校で開始します。

共働きの家庭において、保護者が子どもより早く出勤しなければならない状況に、朝の居場所の選択肢を作ることで、保護者と子どもの不安解消を目指します。

1 概要

(1) 開始時期

美しが丘東小学校：令和6年7月16日（火）

美しが丘小学校：令和6年7月22日（月）

(2) 実施日・時間

平日（長期休業日を含む）午前7時から8時頃まで

※学校行事等により中止になる場合があります。

(3) 対象児童

美しが丘東小学校及び美しが丘小学校に在籍する児童

(4) 利用料

無料（別途、保険料（800円／年）がかかります）

(5) 実施事業者

（公財）横浜市シルバー人材センター

2 内容

児童は、保護者の付き添いのもと登校し、小学校内の居場所で過ごします。（公財）横浜市シルバー人材センターから派遣された会員が、活動場所の環境を整え、児童が活動場所で過ごす様子を見守ります。

児童は、学校がある日は、昇降口が開く時間には教室に向かいます。長期休業日は、放課後キッズクラブを利用する場合には午前8時にキッズクラブに向かいます。

※活動場所は実施校によって異なります。

3 利用方法等

事前登録が必要になります。横浜市電子申請システムから事前登録後は、実施期間中、いつでも本事業が利用できます。

利用手続きについては、横浜市ホームページをご覧ください。

横浜市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/asa2024.html>

4 取材について

7月22日（月）に、美しが丘小学校で本事業を公開します。取材を希望される場合は、7月18日（木）17時までに、別紙の取材申込書を、こども青少年局放課後児童育成課（Eメールアドレス：kd-houkago@city.yokohama.jp）又はFAX：045-663-1926）までお送りください。

※取材場所：美しが丘小学校（青葉区美しが丘二丁目29）

【参考 子育てしたいまち推進モデル地区】

横浜市中期計画 2022 - 2025 における基本戦略の推進に向けて、子育て施策等の取組が進んでいる青葉区美しが丘公園周辺エリアにおいて、「子育てしたいまち推進モデル地区」として様々な施策を束ね、面的に展開することで、各取組の相乗効果の発揮を目指します。

お問合せ先

こども青少年局放課後児童育成課長 河原 大 Tel 045-671-4151

全国初

横浜市子育て応援アプリ **パマトコ**

WEB版を7月1日にリリースします！



「手続きのために区役所に行くのが面倒」

「子どもたちにぴったりな近くのイベント情報がほしい」

このような子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして、
基礎自治体ならではの情報・機能を集約した

全国初※の子育て応援アプリ『パマトコ』（WEB版）をリリースします。

URL: <https://pamatoco.city.yokohama.lg.jp/ctz> (裏面記載の公開日時以降アクセス可能になります。)

「パマトコ」は、スマホ一つで
子育てに関する手続きや
情報収集などが可能です。
忙しい子育て世帯の皆さまに
時間をお返しし、
「子育てしたいまち ヨコハマ」の
実現を目指します。

裏面あり

※ 自治体ならではの情報・機能を一括に集約したアプリとして

「パマトコ」の特徴

- ① **オンライン申請**により区役所に出向く必要性の削減
 - ・ 稼働開始時から児童手当など9つの手続きがパマトコから申請可能
 - ・ 今後対象手続きは随時拡充し、将来的には子育て関連のほぼすべての手続きをオンライン化
- ② 区民まつりや区役所で実施する両親教室など**イベント・お役立ち情報の掲載**
 - ・ お住いのエリアやお子さまの年齢等に応じ、パーソナライズされたおすすめ情報の表示
 - ・ 既存のシステムとの連携により、地域子育て支援拠点のイベント情報や一時預かりの予約状況が『パマトコ』で確認できます。
- ③ 公園や保育所、地域子育て支援拠点など**子育てに役立つ施設情報の検索**が可能
 - ・ 授乳室やトイレ、おむつ交換台、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約 14,000 施設を掲載
 - ・ 自宅や現在地周辺の施設を様々な条件から検索できます。
- ④ 子どもの成長記録や予防接種スケジュールを搭載した**電子母子健康手帳機能**
 - ・ 複雑な予防接種のスケジュール管理がスマートフォン一つで完結
 - ・ 記録したおなかの赤ちゃんやお子さまの情報をパートナーと共有可能

【パマトコの概要】

1 名称

横浜市子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」

- ・ 「パマトコ」の名称について

“パパ、ママ、と、こどもたち。ヨコハマで、トコトコと。”

「親も子どももトコトコとスムーズに子育てできるまち 横浜」という思いを込めてつけた名称です。

2 公開日時

令和6年7月1日（月）午前8時

3 意見募集について

より使いやすく、市民の皆さまにご満足いただけるサイト・アプリとするため、市民の皆さまのご意見・ご要望を「パマトコ」内で募集します。

（第1次意見募集期間：7月1日（月）～9月30日（月）まで）

4 今後の展開について

皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。

アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続きや機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期（小～中学校）まで拡大していきます。

サイトリリースに先立ち、プロモーションムービーを公開しています。（令和6年6月13日公開）
今後各種広報に活用する予定です。ぜひご覧ください。

https://youtu.be/dH90F-8gV_o（横浜市公式 YOUTUBE）

お問合せ先

子ども青少年局企画調整課担当課長 永松 弘至 Tel 045-671-4794

令和6年10月
申請受付
スタート

出産育児一時金
50万円

助成金
+ 9万円
最大※

※支給対象者が加入する健康保険組合から出産育児一時金の付加給付がある場合には、9万円から付加給付額を差し引いて支給します。



あなたの**出産**に、横浜市から
新しいエールを

独自の

横浜市 出産費用助成金

支給対象者：令和6年4月1日以降に出産した方



出産費用助成金
コールセンター



0120-547-059 (平日 9:00~17:00)

助成金ホームページ

制度の詳細は、裏面をご覧ください。



この助成金を受け取れる方（支給対象者）

以下のすべてを満たす方

- ・令和6年4月1日以降に出産した方（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）
- ・出産した日から申請日時点まで横浜市内に住民登録がある方
- ・健康保険に加入されている方

助成額

出産したお子さま1人につき、最大9万円

支給対象者が加入する健康保険組合から出産育児一時金の付加給付が支給される場合には、9万円からその額を差し引いて支給します。



付加給付額を差し引くって、どういうことですか？

- 付加給付とは、支給対象者が加入する各健康保険組合から出産育児一時金に加えて、独自に支給される付加的な給付金のことです。

* 例えば お母さまが加入する健康保険組合で1人の出産につき
2万円の付加給付が支給される場合

横浜市からは **9万円** - **2万円** = **7万円** を支給します。
(助成金) (付加給付額)

双子など出産したお子さまが複数いらっしゃる場合は、人数分の付加給付額を差し引いて支給します。
例) (9万円×2人) - (2万円×2人) = 14万円

手続きについて



令和6年10月
申請受付
スタート

助成金を受け取るための手続きには、今後リリースされる子育て応援サイト・アプリ（仮称）をご利用いただけます。制度などの詳細は後日、横浜市ホームページ内でお知らせします。

お問合せ先（コールセンター）

 0120-547-059

平日 9:00~17:00

助成金に関する情報

助成金に関する情報は横浜市ホームページからもご覧いただけます。二次元コードからアクセスしてください。



資料14

横浜市

妊娠中を健康に過ごし、
安心な出産を迎えるために

妊婦健康診査費用助成金

追加助成額

補助券(14枚)
に加えて



+

5

横浜市
独自!

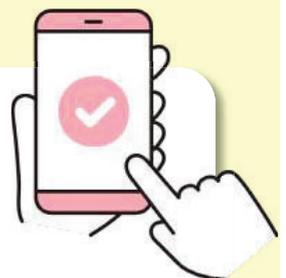
万円

令和6年

10月

申請受付
スタート

手続き



スマホから
申請OK

※子育て応援サイト・アプリから申請いただけます。

詳しい内容については裏面をご覧ください。

● この助成金を受け取れる方（支給対象者）

以下のすべてを満たす方

- ① 令和6年4月1日以降に、
横浜市民として妊婦健康診査を1回以上受診した方
(何回目の健診かは問いません。)

※ 申請の際に健診を受診したことがわかるものを添付していただく予定です。
例) 母子健康手帳の妊娠中の経過(P8~9)の画像など

- ② 上記①の健診受診日から支給申請日まで
横浜市内に住民登録のある方

※ 生活保護制度により妊婦健康診査にかかる費用の支給を受けることができる方は、
対象外となります。

● 追加助成額

妊婦お一人に対し、**5**万円

横浜市からのお願い

妊婦健康診査費用助成金の目的について

この助成金は、横浜市にお住まいの妊婦のみなさまに対して、経済的な負担や不安を軽減することで、定期的に妊婦健康診査を受診し、母体や胎児の健康管理を充実していただくことを目的としています。

健やかな妊娠・出産のために、助成金は健診料の自己負担分にご活用ください。



● 手続きについて



令和6年10月
申請受付
スタート

助成金を受け取るための手続きには、今後リリースされる子育て応援サイト・アプリをご利用いただけます。制度などの詳細は後日、横浜市ホームページ内でお知らせします。

● 助成金に関するお問合せ



今後、専用コールセンターの設置を予定しています。詳細は、後日、横浜市ホームページにてお知らせします。二次元コードからアクセスしてください。